

国際ロータリー 第2770地区 第8グループ 越谷東ロータリークラブ

2023～2024年度計画書

クラブ運営方針

挑戦

未来は今始まる



世界に希望を生み出そう

2023～2024年度国際ロータリー第2770地区運営方針
「ロータリーを理解し、楽しく活動しよう」

会長：佐久間 誠 幹事：橋本政行

目 次

ロータリーの目的・四つのテスト	2
ロータリー倫理訓	3
クラブの目的・クラブの発展	4
挨拶	5
RI会長	5
RI第2770地区ガバナー	13
RI第2770地区第8グループガバナー補佐	28
越谷東RC会長　クラブ運営方針	29
越谷東RC	33
沿革	33
役員・理事　名簿	34
組織図	35
委員会名簿	36
委員会活動方針	39
年間行事予定表	78
プログラム予定表	80
2021～2022年度　決算書	84
2023～2024年度　予算書	91
姉妹クラブ	95
歴代会長・幹事名簿	96
米山寄付名簿	98
財団寄付名簿	101
ロータリー・リーダーシップ研究会	105
留学生一覧	106
奨学学友会(Friendsフレンズ)名簿	108
職業分類表	110
年度別会員所属委員会一覧表	120
会員誕生日・結婚記念日一覧表	138
物故会員	141
定款・細則・奨学学友会会則・慶弔規定・役員及び理事の選挙手続き	143
第2770地区	176
役員組織表	176
ガバナー補佐・会長・幹事・例会場一覧	178
RI第2770地区収支予算書	180
RI第2770地区分担金	181
クラブより送金一覧	182
ロータリーソング	184
奉仕の実践にかかる決議23-34号	186
越谷東RC　会員名簿	189



Rotary

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を實踐すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

付記

「ロータリーの目的」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならないものであるということで、RI理事会の意見が一致した。

(ロータリー章典 26.020)

Object of Rotary

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster :

- First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;
- Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's of occupation as an opportunity to serve society ;
- Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life ;
- Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

THE 4-WAY TEST

Of the things we think, say or do

- 1) Is it the TRUTH?
- 2) Is it FAIR to all concerned?
- 3) Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIP?
- 4) Will it be BENEFICIAL to all concerned?

全分野の職業人を対象とする ロータリー倫理訓

1915年7月19～23日、サンフランシスコにおける
第6回ロータリー・クラブ国際連合会年次大会決議

この職業倫理基準は、われわれが共有するところの、人間尊重の心をその骨子とするものである。自分の取引、自分の執着心及び自分をめぐる諸関係は、常に、社会の一員としての自分の最高の義務を考慮に入れてのことでなければならない。自分が当面する職業生活のすべての場において、自分の主たる思考は、かかる責任を果たし、かつかかる義務を履行し、かくして、その各々の任務を完了したとき、自分は人間の理想と業績とを、当初よりも幾分向上させるものでなければならない。この見地から、一ロータリアンとして以下に掲げる原則の支配に服するものである。

すなわち、

- 1 自分の職業に価値を認め、これにより自分は社会に奉仕すべき好個の機会を与えられたものと思うべき事。
- 2 自分の身を修め、自分の実力を涵養し、自分の奉仕の心を養うべきこと、ならびにそれを通じて奉仕に徹する者に最大の利益ありとするロータリーの基本原則を實踐すべきこと。
- 3 自分は企業経営者であり、したがって成功への執着心を抱いていることを自覚すべきこと。だが、自分は道徳を重んずる人間であり、最高の正義と道徳に基づかざる成功はこれを欲するものでないことを自覚すべきこと。
- 4 自分の商品、自分の労働、自分のアイデアを金銭と交換することは、全当事者がこれによって利益を受ける限りにおいてのみ、適法にして道徳にかなうものであるとの信念をもつべきこと。
- 5 自分の従事する職業の水準を向上させるため最大の努力を払い、かくして、自分の業務の処理の仕方は思慮に富み、利益を産み、この実例にならえば幸福の道が開けることを同業の者に知らしむべきこと。
- 6 同業者と同等ないしそれに優る完全なサービスを尽くすような方法をもって企業経営を行うべきこと。また、もし完全なサービスか否かに疑念の生ずる場合には、当該債務上妥当な範囲をこえてまでもサービスを行うべきこと。
- 7 専門職業にたずさわる者または企業経営者の最大の資産のひとつはその友人であることを理解すべきこと。また友情に基づいて
- 8 手に入れたものこそまさに倫理的かつ正当なものであることを理解すべきこと。
- 8 真の友人は互いに何も要求するものではなく、利益のためにみだりに友人の信頼を利用することはロータリー精神と相容れないばかりかこの倫理訓にもとるものと思うべきこと。
- 9 社会秩序の立場から他人が絶対に認めないような不正な方法によって機会を利用し、これによって得た人の成功を正当又は倫理的なものと考えてはならないこと。また、物質的成功を得るがため、人が倫理的に問題ありとして退けるような機会に乗ずるが如きことをしてはならない。
- 10 自分は一般人に対して義務を負う以上に同僚たるロータリアンに対して義務を負うものではない。ただし、ロータリーの真髄は競争ではなくして協力であるからであり、また党派心はロータリーの如き制度においてはあってはならず、かつ人権はロータリーの内部に限られるものではなく、その範囲とその重要性とにおいて人類そのものの存在と同程度のものであることをロータリアンは主張するものだからであり、かつまた、ロータリーはこの高邁な理想に向かってすべての制度に属するすべての者を教化するために存在するものである。
- 11 最後に、「すべて人にしてもらいたいと欲することを人に対して行うべし」という黄金律の普遍性を信じ、われわれは、地上の天然資源がすべての者に均等な機会として与えられてこそ、人類社会は最良の状態となるべきことを主張してやまないものである。

(小堀憲助 訳)

クラブの目的・クラブの発展

越谷東RCがめざすもの=魅力あるクラブの追求

1. 成果のあるプロジェクトの実施
2. ロータリー財団を支援する
3. クラブレベルを超えた指導者の育成
4. 基本的指導の概念の追及 親睦と奉仕
 - ◎親睦—クラブの内部的活動—奉仕の心の形成
 - ◎奉仕—クラブの外部的活動—奉仕の実践

※ロータリーは、親睦のうちに、メンバーが切磋琢磨し「奉仕の心の形成」しその形成された、奉仕の心を持って、ロータリーの外で、「奉仕の実践」をする

-
- ◎クラブの内部的な委員会=会員増強部門=勧誘委員会
(奉仕の心の形成)
- 会員選考維持委員会
オリエンテーション・教育委員会
- クラブ管理運営部門=未来委員会
プログラム委員会
親睦友愛委員会
出席委員会
会場運営委員会

-
- ◎クラブの外部的な委員会=奉仕部門=職業奉仕委員会
(奉仕の実践)
- 社会奉仕委員会
国際奉仕委員会
青少年奉仕委員会

-
- ◎独立した委員会=公共イメージ委員会
ロータリー財団委員会
米山記念奨学委員会

《クラブのメンバーが、内部的活動と外部的活動又は、独立した委員会の2つの委員会に所属するのがロータリーの基本概念に合致するものと位置づけました》

RI会長プロフィール

ゴードン R. マッキナリー

2023～24年度会長

South Queensferryロータリークラブ

スコットランド、ウェストロージアン



エディンバラの王立高校とダンディー大学で学び、口腔外科の大学院学位を取得。2016年までエディンバラで自身の歯科医院を経営。英国小児歯科学協会のスコットランド東部支部会長を務めたほか、さまざまな教育的役職を歴任。また、長老会のリーダー、クイーンズフェリー教区会衆派教会理事会の会長、スコットランド国教会総会のコミッショナーも務めた。

1984年、26歳でロータリーに入会。South Queensferry（サウス・クイーンズフェリー）ロータリークラブに所属し、グレートブリテンおよびアイルランドの国際ロータリー（RIBI）の会長と副会長、RIの理事と委員会メンバー（2022年ヒューストン国際大会委員会アドバイザー、運営審査委員長など）を務めた。

新しいロータリークラブやグループを築くために会員と協力できるのを楽しみにしており、「私のビジョンは、ロータリーの仲間になりたいと思うすべての人、世界でよいことをしたいと願うすべての人が、それぞれに合った方法でどこでも参加できるロータリーとなること」と話す。

英国を拠点とする非営利団体「ホープ・アンド・ホーム・フォー・チルドレン」の後援者であり、同団体とRIBIとのパートナーシップを先導して、ルワンダ大虐殺によって孤児となった子どもたちを支援。開発途上国の人びとや家族、ビジネスに持続可能な人道支援を提供するGrantham Kestevenロータリークラブ（英国リンカンシャー）のイニシアチブ「Trade-Aid」も後援しているほか、国立の精神保健機関であるBipolar UKのアンバサダーを務めている。

趣味はラグビー、グルメとワイン、スコットランドの伝統的な杖づくり。

ロータリー財団は「ロータリーの奉仕を動かす燃料」であるとし、妻ヘザーさん（ロータリアン）とともにポール・ハリス・フェロー、メジャードナー、ロータリー財団のベネファクター、遺贈友の会会員となっている。孫娘たち（アイビーさん、フロレンスさん）が幸せに暮らせるより良い世界をつくるために、会長として全力を捧げたいと考えている。

会長イニシアチブ

メンタルヘルスの優先

精神疾患や心の健康は話しづらいトピックだと感じるかもしれませんが、国際社会で人が幸福に生きるには大切なことです。このような問題に取り組むための安全な環境を作ることは、私たちと関わるすべての人を歓迎し、公平で、インクルーシブな環境につながります。

ゴードン氏は、2023-24年度に以下のような活動を行うことをクラブと地区に奨励しています。

- 心の健康の話題に伴うスティグマの解消
- メンタルヘルスのニーズに関する認識の向上
- メンタルヘルスの支援や治療へのアクセス改善

バーチャル交流を通じた平和構築

ロータリーは、人と人とのつながりを生かして平和のために活動してきた長い歴史がありますが、新型コロナの流行により、直接顔を合わせて活動することが困難になっています。コロナ禍を通じて学んだことをヒントに、ゴードン氏は、より多くのプログラム、行事、活動にバーチャルの要素を取り入れることを地区に奨励しています。テクノロジーを活用してつながりを作ること、より多くの人にロータリーを体験する機会を提供できます。

2023-24年度、ロータリー青少年交換、新世代交換、ロータリー友情交換、その他のプログラムにおいて、これらの要素を追加または維持することには、次のような利点があります。

- 会員や参加者が異文化を体験し、新しい友人を作り、国際的な認識を深めるための新しい方法を提供する。
- 時間、健康、または経済的な理由で入会が困難な人に、参加への道を開く。
- 異文化間のコミュニケーションと理解を深め、より安定した平和な地域社会を実現する。

女兒のエンパワメント

シェカール・メータ2021-22年度会長が立ち上げ、ジェニファー・ジョーンズ2022-23年度会長が継続した、世界中の女兒と女性のエンパワメントに焦点を当てた取り組みを、ゴードン氏も継続します。女兒の健康、福祉、教育、経済的安定を向上させる活動を続けることが会員に奨励されています。

RI会長メッセージ

世界に希望を生み出そう

2023～24年度 国際ロータリー会長

ゴードン R. マッキナリー

ロータリー会員として今ほど素晴らしいときではないでしょう。私たちはロータリーで素晴らしく歴史的な年度の真ただ中にいます。正直なところ、この年度を早く終わらせたいと思う人はいないでしょう。

ですから、終わらせるのではなく、新しいはじまりを作りだそうではありませんか。年度の扉を閉めるのではなく、次年度への橋を築こうではありませんか。なぜなら、川が流れているなら、それを渡る方法があればありがたいからです。

私はかつて毎日、エディンバラにある私の歯科医院に車で通勤し、フォース川にかかるいくつかの有名な橋を通りすぎるときに、その例を目にしていました。これらの橋をご存知の方もおられると思いますが、これらは見事なエンジニアリングの象徴です。

フォース鉄道橋は、1890年に開通しました。

フォース道路橋は1964年、最近ではクイーンズフェリークロッシング橋が2017年に開通しました。フォース橋の鉄道橋と道路橋を見ていつも感動するのは、これらがビジョンをもつ人たちによって建てられたということです。それは、けっして会うことのない人たちのためのビジョン、けっして知り合うことのない人たちのためのビジョン、それによって生活が改善される人たちのためのビジョンです。そのビジョンは、フォース橋の場合のように、建設から133年経った後も、利用者たちからありがたがられています。ロータリーの私たちのビジョンが、奉仕を受ける人たちからありがたがられているように。

今、ご自分の頭の中で橋のロゴを思い浮かべ、それがテーマと関連しているだろうと思っている方がいたら、そこでその考えをやめてください。たとえ話がすべてテーマであるわけではありません。同じように、次年度に皆さんが行うすべてのことが、これから発表するテーマの推進と支援にかかわるわけではありません。

私たちは、絶妙なタイミングでリーダーシップの手綱を渡されました。今は歴史的なときであり、ロータリーが世界の注目を集め、現在の期待をはるかに超えた可能性への道を示す機会が訪れています。しかし、私たちの最も優れた仕事のいくつかは、ほかの人たちの継続的な取り組みをサポートすることであるかもしれません。ジョーンズ会長とほかのロータリーリーダーたちが始めたことを土台として、今後さらに大きな成果が成し遂げられるようにしていきましょう。これからの私の仕事、そしてすべてのロータリーリーダーの仕事の多くにおいては、継続が重要となります。

継続とは、以前のリーダーたちのよいアイデアを前進させることを意味します。

私たちは詩人マヤ・アンジェロウの次の言葉からインスピレーションを得るべきです。「続けましょう／自分らしくあるために／思いやりある行いで／不親切な世界をあつと言わせるために」過去数年間、ローターアクトに力を与えると約束し、それを実行してきたロータリー会長たちの継続へのコミットメントを、私たちは目にしてきました。その結果は驚くべきものです。ローターアクトたちは引き続き、ロータリーで全面的なパートナーとなるだけでなく、リーダーとなることへの熱意を示すことで、私たちを勇気づけています。ロータリークラブとローターアクトクラブが互いに協力し、支えあう新しい方法を見つけ続けられるかどうかは、私たちにかかっています。

継続のもう一つの優れた例に、女兒のエンパワメントがあります。ジョーンズ会長は、メータ会長のプログラムを継続することでこの素晴らしい模範を示しました。この取り組みは、多くの点でロータリーが長年積み重ねてきたものであり、メータ会長がそれに名をつけて拡大させたのです。私の孫娘アイビーとフローレンスのように、世界中の少女が強く、十分な能力を身につけた女性へと成長できるよう支援するために、私はこれらの会長の仕事を引き継いでいくことを明確にしました。

私はまた、すべての行いにおいて多様性、公平さ、インクルージョンを促進するためにロータリーが遂げてきたすべての進歩を全面的にサポートしたいと考えています。会員数は非常に重要ですが、DEIを全面的にサポートすることは、単に会員数を増やすことを意味するわけではありません。DEIの最も重要な側面は、ロータリーを、どこからであれ最高の人材、最高のアイデア、最高のパートナーシップを受け入れるオープンでインクルーシブな組織にすることです。人びとがロータリーを見たとき、そこに自分自身を見ることがする必要があります。そうなることができるかどうかは、私たち次第です。

継続にはほかにも二つの側面があり、それらは皆さんの活動にとって極めて重要となります。一つ目は、ポリオです。ポリオの根絶が依然としてロータリーの最優先事項であることはご存知だと思います。「ポリオのない世界」という夢を追い続け、多くのことを成し遂げてきたこの35年間を、私たちは誇りとすることができます。

根絶の実現にどれだけ近づいているか、ビル&メリンダ・ゲイツ財団からの上乗せを全額得るために最低5,000万ドルを集めることがいかに重要であるかを毎年繰り返し言わたら、疲れるのも無理もないと承知しています。今、私たちに必要なのは、さらなる挑戦かもしれません。現在、ポリオ根絶キャンペーンに寄付しているロータリー会員は約12人に1人に過ぎず、毎年寄付しているクラブも5分の1を下回っています。

最近、世界の主要都市でポリオが発生したことで、この恐ろしい病の根絶に再び注目が集まっています。根絶が実現した暁には、ロータリーは大きな歴史的称賛を受けるに値します。

ですから、各年度に何をすべきかではなく、それを超えて考え、できるだけ早く実現するために必要なあらゆるリソースを私たちが提供すべき時が来ています。新たな緊急感を生み出し、世界の子どもの脅かす流行がさらに発生する前にポリオを根絶できるという希望を生み出すため

に、皆さんの力が必要です。ロータリーの夢を現実のものとするために、皆さんの力が必要です。

ポリオワクチンの開発者であるジョナス・ソーク博士の次の賢明な言葉に、耳を傾ける必要があります：「希望は、夢を現実にしたいと強く願う人たちの夢、創造力、そして勇気の中にあります」。この言葉は、私たちのすべての活動にとって意味があり、ロータリー行動計画のあらゆる側面に当てはまります。この行動計画は、希望を生み出し、変化に必要な知識と勇気をロータリー会員に与えるものです。これを成し遂げるには、

- 既知の成果と実証された証拠に基づいて奉仕プロジェクトを立案する方法について会員に話す必要があります。
- 互いに、そして私たちが奉仕するすべての人とオープンで、インクルーシブで、思いやりのある心をもって接しましょう。
- 世代や国境を超えて活動し、関係を築くためのあらゆる機会を探し求めてください。
- 世界に持続可能な変化を生む新しいアイデアや視点を、進んで受け入れてください。

そのために、ロータリー行動計画の目標においてほかのロータリアンと協力していただけることを願っています。なぜなら、そうするのがリーダーシップにおける継続の最良の手本であり、ロータリーのこれまでの最良の部分の土台としてさらに素晴らしいものを生み出すことだからです。

行動計画のうち、皆さん全員に既に暗記してほしいと思う部分があります。それはこのビジョン声明です：「私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています」。行動計画を受け入れ、実行するための現実的な方法をクラブに提供することこそが、地域社会で持続可能な変化を生む最善の方法です。

ここで話の焦点を、世界と自分自身の中に持続可能な変化を生むという、ビジョン声明の二つの要素に当てたいと思います。そのために、これらのビジョンを実現させる二つの具体的で有望な方法に重点を置きたいと考えています。

一つは、平和にさらなる主眼を置くことです。ロータリーを創始し、築いてきた先人たちは、ロシアが始めた残忍な戦争に直面するウクライナの人びとのために過去1年間に私たちが行ってきた懸命な支援活動を、きっと誇りに思うでしょう。

過去に何度もそうしてきたように、ロータリーは歴史の呼びかけに応え、人道支援を最優先してきました。惜しみなく寄付し、仲間を一心にサポートし、ウクライナの人びとから尊敬を集めてきました。ウクライナで大勢が入会し続けていることは、入会と会員の参加促進について大切なことを示唆しています。しかし、ウクライナ人にとってもロシア人にとっても、平和が実現するまでは本当の安らぎは訪れないことは明らかです。同じことが、イエメン、アフガニスタン、シリア、そして世界のほかの数十の紛争地域にも当てはまります。

平和とは、希望が根づくための土壌です。

人びとの間に新しいつながりを築き、共通点を求めて新しい機会を見つけるたびに、この土壌

が耕されます。これからの1年間、私たちはバーチャルな国際交流を導入します。これについては、今週後半にお知らせします。

ロータリーでは、平和は受動的な夢ではなく、懸命な活動、築かれた信頼、そしてしばしば難しい対話の結果として生まれるものです。平和は粘り強く、勇敢に実践しなければなりません。人類が立てることのできる最も勇敢な目標は、平和の追求です。ロータリーでは、すべての重点分野にわたる全活動が、希望を築く一助となり、それによって平和と償いが可能となります。

2006年、私はタイのバーン・タリングチャン村を訪れました。そこでは、2004年末の津波の後で、ロータリー会員が新しい家や集会場、保育所、医療施設の建設にあたっていました。そこで、ある女性が私に近寄ってきました。悲劇に直面した彼女は、やつれた様子でした。その女性は、私に美しい貝殻をくれました。

この貝殻は彼女が30年以上持ち続けていたものだと思います。数少ない所持品の一つだったこの貝殻を受け取ることを、最初はためらいました。しかし彼女は、ロータリーがしてくれたことへの感謝のしるしとして受け取ってほしいと言いました。後日、私は再びその女性に会い、彼女が津波で夫、娘、息子を失ったことを知りました。津波がすべてを奪ったのです。家族、家、生計を失い、そして何よりも、生き続ける希望と理由を失いました。しかし彼女は、地域社会を建て直すロータリーの活動のおかげで前向きな気持ちを取り戻し、希望が与えられたと言いました。

これは美しい貝殻です。私が次年度のテーマとその意味を検討していたとき、この貝殻だけでなく、存命するスコットランドの最も偉大なアーティストの一人で、Jolomoとしても知られるジョン・ロウリー・モリソンさんがよく使用する色にも引き付けられました。私は長年、彼の作品を愛し、収集してきました。ネクタイとスカーフの色を選んでいたとき、後ろのスクリーンでご覧いただけるように、そこに世界の色を反映させ、さらに重要なこととして、次年度にロータリーが注力すべきことを反映させたいと思いました。

タイの女性との思い出とこれらの色から、私は、今私たちが何をなすべきか、どんな行動を呼びかけるべきか、テーマは何であるべきかに気づきました。そこで、2023-24年度テーマは「世界に希望を生み出そう」であることをここにお知らせします。

世界に希望を生み出そう。これが、ロータリーが世界に変化をもたらす方法です。私たちは、一つずつ新たな希望を生み出しています。このテーマはまた、自分自身の中で同様の変化を生むのを促す方法を説明するものでもあります。なぜなら、地球上の多くの人にとって、希望を失う理由は物質的な貧困だけではないからです。私たちは皆、自分たちの幸せを脅かす課題に直面しています。平和の実践に大きな勇気が必要であるのと同じように、誰かに助けを求めたり、助けを必要としていることを認めたりすることも勇気ある行動です。

新型コロナウイルス流行の結果として、これまで以上に多くの人々が傷ついています。多くの人が身近な人を失ったり、社会的つながりを断たれたりしています。分裂が広がり、つながる機会が失われています。最も傷ついている世代の一つが、教育や対人スキルを身につける機会が妨

げられた子どもや若者です。さらに悪いことに、世界の多くの地域では、助けを求めること、特にメンタルヘルスの助けを求めることは弱さであると考えられています。しかし、真実から目をそむけることはできません。自分の弱さを認め、すべての答えを知っているわけではないと認めるのは、勇気が要ることです。

助けを求めることは勇気ある行動であり、幸せへの道を求めることは、さらに勇気が要ることです。

今週の後半、私がメンタルヘルスのトピックを重視する理由をご説明します。次年度、そして願わくばそれ以降も、ロータリーの会員だけでなく地域社会の人びとのためにメンタルヘルスのシステムを改善するいくつかのステップについて話をお聞きいただきます。私は、ロータリーが会員と奉仕を受ける人の両方を支える組織として知られるようになってほしいと思います。メンタルヘルスの専門家なら誰もが口をそろえてこう言うでしょう。ほかの人を助けることで、本質的に自分自身が助けられるのだ、と。

ほかの人を助けることで、ストレスが軽減され、気分がよくなり、私たち自身のメンタルヘルスと幸せのためにもなることが、圧倒的な証拠で示されています。その中で培われる友情は、素晴らしい連帯意識と仲間意識を育み、それ自体がメンタルヘルスと幸せに欠かせない要素となります。

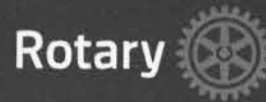
ですから、次年度の私たちの計画は、世界に平和にもたらし、紛争の影響を受けた人びとを癒すこと、そして、私たち自身の内面的な闘いと向き合うためにお互いと地域社会を支え、助けを求めることに対する社会的な偏見をなくすことです。

これらの活動すべてにおける目標は、破壊的な紛争から世界が立ち直れるように、希望を取り戻すことです。そうすれば、私たち自身のために持続可能な変化をもたらすことが可能となります。ロータリーは、平和、機会、生きる価値ある未来の土台を築いています。私たちが得意とすることを継続すると同時に、変化に対してオープンで前向きになり、世界と自分自身の中に平和を築くことに力を注げば、ロータリーはより平和で、より希望のある世界を築く手助けができます。あらゆる地域からのロータリーのリーダーである皆さんに、世界に希望を生み出すよう、心からお願い申し上げます。

2023-24 年度目標

ロータリーのビジョン声明

「私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています」



優先事項 1 「より大きなインパクトをもたらす」の目標

1. ポリオを根絶し、ロータリーの役割を強調する。
2. ロータリー財団への寄付を行うクラブとロータリー会員の総数を増やすとともに、年次基金とポリオプラスへの寄付を増やし、2025年までに恒久基金を20億2,500万ドルに成長させる。
3. 特にロータリーの重点分野においてクラブ、地区、国際プログラムとプロジェクトが成果を上げられるようにし、その成果を測定する。

優先事項 2 「参加者の基盤を広げる」の目標

1. 既存のパートナーシップを強化し、新たなパートナーシップを築くことで、ロータリーの国際的な立場を向上させる。
2. 革新的なクラブや参加を促す経路を確立し、発展させる。
3. ロータリーとロータリー会員は世界を変える行動人であるという認識と理解を高める。

優先事項 3 「参加者の積極的なかわりを促す」の目標

1. 個人的成長、リーダーシップ開発、奉仕、ネットワークづくりの機会を通じて、ロータリーの中核的価値観を支える会員参加促進の手段を強化する。
2. 入会后1年以内に退会する新会員の数を減らす。
3. 特にロータリークラブ、ローターアクトクラブの参加者の連携を強める。
4. クラブ、リーダーシップ、およびロータリーファミリー全体で、多様性、公平さ、インクルージョンへのコミットメントを強化する。

優先事項 4 「適応力を高める」の目標

1. ロータリーのプログラムとロータリーが提供する体験を見直し、その妥当性と効果を確実にする。
2. バーチャルでのつながりの活用を支援・奨励することで、対面式の会合、研修、ファンドレイジング、奉仕プロジェクトの効果を最大限にする。
3. ロータリーの奉仕提供およびボランティアリーダーシップの構成を継続的に見直し、効果を高め、責務および説明責任の所在をより明確にする。



2023～24年度 地区活動方針

Create Hope in the World 世界に希望を生み出そう

2023～24年度 国際ロータリー第2770地区
ガバナー 梨本 松男

地域に希望を、クラブに活力を生み出そう

RI会長は、平和とは、希望が根づくための土壌。世界と、自分自身の中に平和を築くことに力を注げば、ロータリーはより平和で、より希望のある世界を築く手助けができます。あらゆる地域からのロータリーのリーダーである皆さんに、世界に希望を生み出すように、心からお願い申し上げます。と言っています。

国際ロータリーの会員はクラブであり、地区は各クラブの活性化又効果的クラブ、活力あるクラブの実現に向け、お手伝いを致します。

地区活動方針は、R Iに準ずる考え方です。

希望のある世界を築いた先には、明るい活力みなぎる世界があります。


2770地区が、希望に満ちて、活力あるロータリー活動により、すべてのクラブが活性化され、活力みなぎるクラブになりますように、心からお願い申し上げます。




クラブ会長のリーダーシップ

国際ロータリー第2770地区
2023-24研修リーダー 中川 高志


2023-24年度 テーマ



2023-24年度 「世界に希望を生み出そう」

2023-2024 Theme logo - 日本語

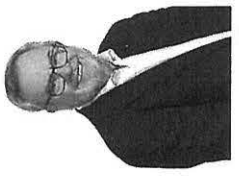
ゴードン R. マッキナリ-会長エレクトは、ロータリーが平和やメンタルヘルスのために活動し、世界に希望を生み出すよう呼びかけています。また、そのためには対話を通じて信頼を築くことが重要であると訴えています。




2023-24 RI会長エレクト

ゴードン R. マッキナリ- RI会長エレクト

スコットランド、ウエストローリアン、South Queensferry RC

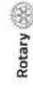


「私のビジョンは、ロータリーの仲間になりたいと思わずべての人、世界でよいことをしたいと願うすべての人が、それぞれに合った方法で、どこでも参加できるロータリーとなること」



本日のレジュメ

- ・ リーダーシップ
- ・ ローターとは
- ・ 変わりゆくもの、変わらないもの
- ・ 戦略計画
- ・ クラブ定款と細則
- ・ 行動計画
- ・ DEI



これからのリーダーの姿勢

- ① リーダーは、役職でなく役割である
- ② 上から目線のリーダーシップでなく下から支える
リーダーシップ
- ③ ロータリーのリーダーはあらゆる考え、行動に対して
寛容の心を持ったリーダーシップを発揮する



サーバントリーダーとは

いわゆる牽引型のリーダーシップではなく、目標に向かって邁進する部下や仲間を支援するリーダーシップのことです。これは部下に仕える、従属する、こびるという意味では決してありません。後方からメンバーを支えて背中を後押しし、時に下から支えながら自ら考えさせる、自ら動かざるを得ない状況を作り出すようにするのです。



ロータリー

1905年にシカゴで創設されたロータリーでは、110年以上、さまざまな職業をもつ人や市民のリーダーが「世界を変える行動人」となり、その経験と知識を生かして社会奉仕活動や人道的活動に取り組んできました。識字率向上、平和構築、水と衛生の改善など、幅広い分野で持続可能な影響をもたらすために、ロータリーの会員は毎日、世界のどこかで活動しています。



中核的価値観(CORE VALUES)

ロータリーは、クラブ、国際ロータリー、ロータリー財団の3本の柱で支えられています。これらが一体となって、世界中の地域社会に持続可能な変化を生み出しています。ロータリークラブの規模や特徴はさまざま。すべてのクラブは同じ基本理念と価値観を掲げていますが、それぞれに個性があり、地元独自のニーズに基づいた活動を行っています。



変わりゆくもの

グローバル化するロータリーは

1つのサイズではみんなに合わない

柔軟性を与える

規則を少なくする

発展へ意欲を与える

より良く協力する

「顧客(会員)重視」のクラブ

まさに2016年規定審議会



Rotary
1905



Rotary
1905

国際ロータリーとロータリー財団の使命

《国際ロータリーの使命》

私たちは、他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進します。

《財団の使命》

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を構築できるよう支援することです。



Rotary
1905



Rotary
1905

中核的価値観(CORE VALUES)

奉仕 (Service)
親睦 (Fellowship)
多様性 (Diversity)
高潔性 (Integrity)
リーダーシップ (Leadership)

2007年、ロータリーは戦略計画の一環として上記の5つの価値観がロータリアンの基本的な特徴であると採択しました。



Rotary
1905



Rotary
1905

会長エレクトとして準備すること

- ・ 目標を立てるために、クラブの強み、弱み、機会、リスクを調べる。
- ・ クラブの戦略計画に沿った次年度目標を立て、それに向けた行動計画を立てる。
- ・ クラブ委員会の委員長を任命する。
- ・ クラブのリーダーシップと奉仕プロジェクトの継続性を確保する。
- ・ 会長エレクト研修セミナー (PETS) に出席する。
- ・ 地区研修・協議会に出席する。



Rotary
1905

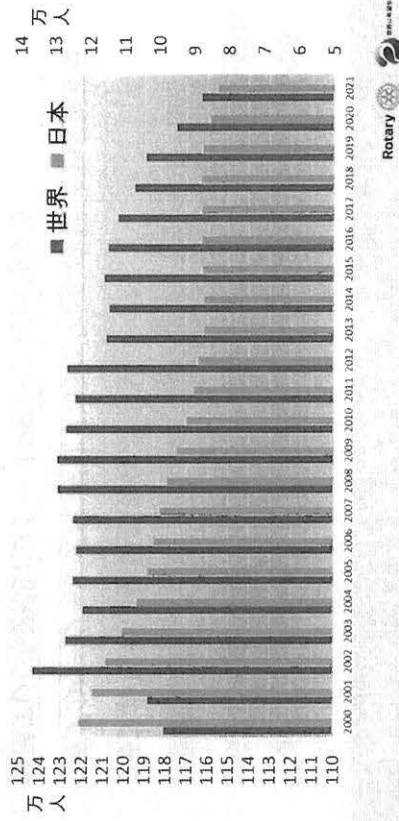


Rotary
1905

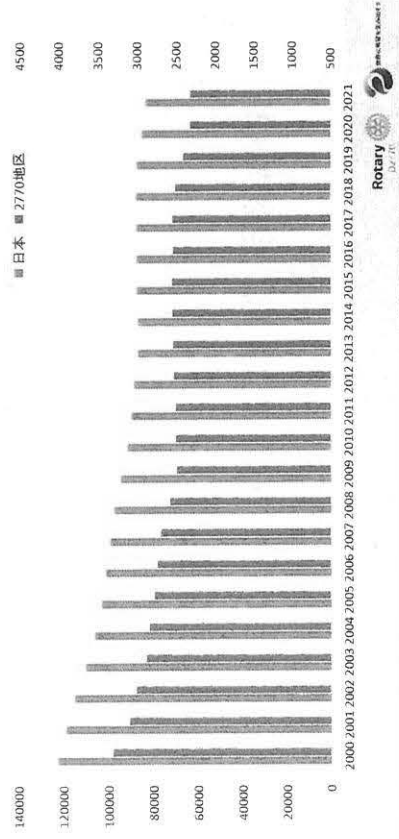
クラブの現状はどうか？



世界と日本 会員数推移



日本と2770地区 会員数推移



クラブの現状評価を行う

強みは何か？

弱みは何か？

機会は何か？

課題は何か？

国際ロータリー戦略計画 ビジョンを実現する行動計画

4つの戦略的優先事項

- より大きなインパクトをもたらす
- 参加者の基盤を広げる
- 参加者の積極的な関与を促す
- 適応力を高める



標準ロータリークラブ定款・推奨ロータリークラブ細則

標準ロータリークラブ定款
国際ロータリーに加盟するすべてのクラブは、クラブ定款を採択する必要があります。

推奨ロータリークラブ細則
クラブはこの細則に変更を加えることができます（ただし、その変更はロータリーの組織規定とロータリー章典に沿ったものである必要があります）。変更が組織規定に沿っているかどうかご不明な場合は、国際ロータリーまでお問い合わせください。

年度計画書掲載の定款

	2018年度	2022年度
最新の定款	30クラブ	58クラブ
旧定款	32クラブ	10クラブ
掲載なし	12クラブ	6クラブ

今年度は2022年度版

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- ロータリー財団を支援すること
- クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

1. クラブ奉仕
2. 職業奉仕
3. 社会奉仕
4. 国際奉仕
5. 青少年奉仕

第10条第7節 委員会

本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

ロータリーの推奨する5つの委員会

あり	25 クラブ
なし	49 クラブ
	2018年度調査

ロータリーのビジョン声明

私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。

Together, we see a world where people unite and take action to create lasting change- across the globe, in our communities, and in ourselves.
2017年6月



ロータリーのビジョン声明

このビジョン声明は2017年6月に、ロータリー理事会と財団管理委員会によって承認されました。

アンケート調査やフォーカスグループを通じて、世界全体で100万人を超える人たちに意見を伺いました。こうしてできたのが、意欲と積極性を引き出し、ロータリーを未来へと導く一つのビジョンです。



行動計画

ロータリーのビジョンを支える活動を導くことで、過去を称えるとともに未来を受け入れることを目的としています。この行動計画は2019-20ロータリー年度に導入されました。行動計画は、組織レベルの活動を導くことを目的としています。が、ロータリーの核心はクラブと地区であるため、ロータリーの計画に沿ったクラブ・地区独自の計画を立てることが強く奨励されています。



行動計画(ACTION PLAN)

優先事項1

より大きなインパクトをもたらす

Increase Our Impact

優先事項2

参加者の基盤を広げる

Expand Our Reach

優先事項3

参加者の積極的なかわりを促す

Enhance Participant Engagement

優先事項4

適応力を高める

Increase Our Ability to Adapt

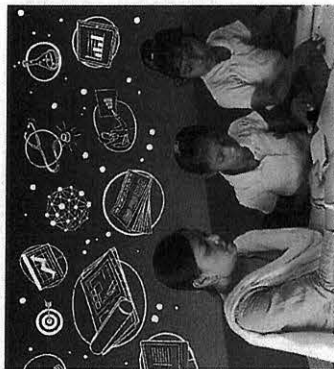


行動計画



より良い世界のビジョンの実現には計画が必要です。
2024年までのロータリーの行動計画は、「より大きなインパクトをもたらす」、「参加者の基盤を広げる」、「参加者の積極的なかかわりを促す」、「適応力を高める」ことです。

優先項目1 より大きなインパクトをもたらす



行動人として、私たちは証拠に基づいて決定します。

奉仕プロジェクトから得られるデータをより効果的な方法で定義、測定、記録、分析するために必要な慣行、インフラ、能力を築いていきましょう。

優先項目2 参加者の基盤を広げる



行動人として、私たちはインクルージョンと積極的な参加を促し、世界に対する思いやりとビジョンを持っています。

新しい対象層の人たちとロータリーの価値観を共有し、仲間を募ってロータリーの力を体験してもらう新しい方法を生み出し、ロータリーがインクルージョンと参加を促しながら思いやりをもって世界のために大きな目標を掲げる団体であること実証していきましょう。

優先項目3 参加者の積極的なかかわりを促す



行動人として、私たちは、時代や国を超えた関係を培います。

個人として、また地域社会の一員としてロータリーとともに何ができるのかを、あらゆる機会に伝えていきましょう。

優先項目4 適応力を高める



行動人として、私たちはロータリーを強化し、未永く続く変化をもたらす新しい視点や考え方を追求します。

地域社会によりよく奉仕するために、調査と革新を促し、リスクを恐れない文化を育んでいきましょう。



多様性、公平さ、インクルージョン(DEI)の声明

この取り組みの重要性を確認するため、ロータリー理事会は2021年更新された声明

「多様性・公平さ・インクルージョン（包摂）へのロータリーのコミットメント」を採択しました。



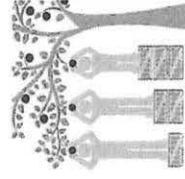
多様性 (Diversity)



ロータリーは、年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認への言及にかかわらず、あらゆる背景、経験、アイデンティティをもつ人を歓迎します。



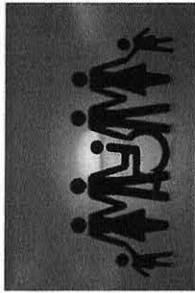
公平さ (Equity)



ロータリーでは、すべての参加者を公平に扱い、公平にチャンスを与えることに努めています。参加者が快く、しかも十分に力を発揮できるよう、それぞれの人に必要なサポート、機会、リソースは何かをよく考えることが重要です。公平さを重んじることで、すべての参加者を尊重する環境をつくりだすことができます。



インクルージョン (Inclusion)



ロータリーは、すべての人が歓迎され、尊重され、大切にされる環境をつくることに力を注いでいます。
インクルージョンを重んじることで、すべての人が貢献でき、その価値が認められる環境をつくることができます。



多様性、公平さ、開放性への取り組み

多様性、公平さ、開放性をクラブや地区でどう実践できるでしょうか？
これらのアイデアを活動にどのように取り入れられるかを考えてみましょう。

クラブの行事で

クラブと地区のリーダー職で

新会員の勧誘時に

若いリーダーのためのプログラムで

クラブ運営の柔軟性で



会長として準備すること

- ・例会と理事会会合の議長を務める。
- ・効果的な例会運営を指導する。
- ・クラブ協議会を実施する。
- ・予算を作成し、(年次監査を含む)クラブの財務を管理する。
- ・青少年の参加者にとって安全な環境をつくる。
- ・地区ガバナーおよびガバナー補佐と協力する。



行動計画

1. より大きなインパクトをもたらす
2. 参加者の基盤を広げる
3. 参加者の積極的な関りを促す
4. 適応力を高める

行動計画
の実現

インクルーシブな
クラブ

インクルーシブなクラブ作り

多様性：あらゆる背景を持つ人や幅広い文化、経験、アイデンティティの人を受け入れている。

公平さ：会員の公平な扱いと機会の均等を保っている。

インクルージョン：あらゆる人が歓迎されていると感じ、尊重され、会員として大切にされている環境がある。



ポール・ハリス



世界は絶えず変化しています。

私たちは世界とともに変化する

心構えがなければなりません。

ロータリーの物語は何度も何度も

書き替えられなければならないでしょう

2023-24 年度 地区運営方針と地区目標

「ロータリーを理解し、楽しく活動しよう」

ロータリーは変化しています。その根拠の1つが3年に1度の規定審議会です。例えば昨年4月に行われた規定審議会では、クラブ管理の試験的プロジェクト（制定案 22-71）（パイロット地域についての議論）人頭分担金増額する件（制定案 22-46）など、29件が選択されました。

マイロータリー・ロータリー友の会などには、たくさんのロータリーの情報があります。

月信には、充実した多くの地区情報が載っています。また米山記念奨学会の「豆辞典」を活用しましょう。

ロータリーを正しく理解し、楽しく活動しましょう。

1. ロータリーは、常に変化しています。その変化を理解し、新しいロータリーを学ぼう。

①中核的価値観とD E Iはロータリーの基本理念（2022年手続要覧）

親睦（fellowship）
高潔性（Integrity）
多様性（Diversity）
奉仕（Service）
リーダーシップ（Leadership）

Diversity（多様性）
Equity（公平さ）
Inclusion（インクルージョン・包摂性）

② R I 戦略計画（ロータリーのビジョン声明と4つの優先項目）

私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。

③ D E I を学び理解する

2. ロータリーの基本的事項を学ぼう

（1）ロータリーの基本理念（手続要覧）

① R I の標語

② R I の使命

③ T R F の使命

④ 中核的価値観 など、とても重要です。勉強しよう。

（2）マイロータリーの活用と100%の登録。

3. 奉仕活動を楽しんで下さい。

（1）財団補助金を使う

（2）ポリオ根絶活動

（3）青少年奉仕

① パートナーとしてのローターアクトクラブ

② インターアクトクラブ・RYLA

（4）奉仕プロジェクトの更なる活性化に向け、地区大会において各グループの奉仕活動報告をお願いします。

4. R I 行動計画に基づいたクラブ戦略計画の策定

5. 会員増強退会阻止

6. 「ロータリー賞」へ全クラブがチャレンジ

2023-24年度の地区数値目標

1. 会員数 2400名

2. 出席率 90%を目標にメーカーキャップを活用する

3. 財団寄付額

1人あたり 年次基金 200ドル

ポリオプラス 50ドル

1クラブあたり 初めてのベネファクター※ 1名

(50名上のクラブは2名)

(注) ベネファクターとは恒久基金に累計1,000ドル以上寄付された方

4. 米山寄付額

1人あたり 25,000円

(普通寄付：5,000円・特別寄付：20,000円)



ご挨拶

2023～24年度 国際ロータリー第2770地区
第8グループガバナー補佐 染谷 宗一(越谷南RC)

本年度、第8グループガバナー補佐を拜命いたしました、越谷南RC所属の染谷宗一でございます。

歴代ガバナー補佐のご努力に敬意と感謝を申し上げますと共に、グループの各会長、幹事そして、会員の皆様にご協力とご理解をお願い申し上げます。

今年度、RI会長ゴードンR.マッキナリー氏のテーマは「世界に希望を生み出そう」「Create Hope in the World」。そして、国際ロータリー 2770地区ガバナーの梨本松男氏の地区活動方針は、「地域に希望を、クラブに活力を生み出そう」でございます。

そして、地区運営方針は、「ロータリーを理解し、楽しく活動しよう」です。

その、活動方針、運営方針の下で第8グループも運営して参る所存でございます。

また、各クラブの継続事業を尊重する共に、第8グループの良き慣習も継続してまいります。

そして、皆様の、ご意見を取り入れて、活力ある、グループを目指して邁進してまいります。

一年間全力で頑張りますので、よろしくお願い致します。



クラブ運営方針 「挑戦・未来は今始まる」

クラブビジョン

すべての会員が生き生き伸び伸びと奉仕活動に取り組み、
個々の成長とともに「選ばれるクラブ」に発展する。

2023～24年度 越谷東ロータリークラブ

会長 佐久間 誠

ゴードン R. マッキナリー R I 会長のテーマは「世界に希望を生み出そう」です。平和とは、希望が根づく土壌。世界と自分自身の中に平和を築くことに力を注げば、ロータリーはより平和で、より希望のある世界を築く手助けができます。

昨今では、新型コロナウイルスが出現し世界中に不安をあたえ、経済不況や行動制限など大混乱をもたらしました。しかしこれにより、新しい働き方や遊び方など生活環境を工夫し、世界中に発展をもたらしたのも事実だとおもいます。越谷東ロータリークラブでは、山崎・宮下年度にいち早くZOOMを取り入れ、五十嵐・田中年度ではZOOMとハイブリットの両立てで例会に参加できる体制をつくり、新型コロナウイルスの情報交換をするなどメンバーの不安を和らげ希望をうみだしました。私はこのような「時代の変化に対応する」ことを、ロータリーの活動を通じて学び、実践し伝えて行こうと考えております。

地区の運営方針「ロータリーを理解し、楽しく活動しよう」を掲げ、ロータリーは常に変化しています。その変化を理解し、新しいロータリーを学ぼう。と言っています。マイロータリー・ロータリー友の会などにたくさんの情報があります。今年度もマイロータリーの登録を推奨し、メンバー皆様に学びましょう。

今年度のクラブ運営方針の「挑戦・未来は今始まる」は、時代の変化に対応し、過去にとらわれず新しい事に挑戦し、クラブビジョンの、すべての会員が生き生き伸び伸びと奉仕活動に取り組み、個々の成長とともに「選ばれるクラブ」に発展する、を念頭に決めさせていただきました。初めて理事役員をするメンバーも多く、間違ったこともするかもしれません。そんな時はメンバーの皆様どうぞ、ご指導、ご協力を宜しくおねがいたします。

2023～2024年度
越谷東ロータリークラブ

○	沿					○
	役	員・	理	事	名	
	組		織			
	委	員	会	名		
○						○

越谷東ロータリークラブ沿革

創 立 1987年5月18日（昭和62年）
R. I. 承 認 1987年6月2日（ ）
創立当時ガバナー 佐野 康 博（大宮西）
スポンサークラブ 越谷ロータリークラブ
特 別 代 表 坂 卷 幸 次
創 立 時 区 域 越谷市内（定款2条）
認 証 状 伝 達 式 1987年6月26日（昭和62年）
事 務 所 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷3-5-1
例 会 場 埼玉県信用金庫越谷支店内 2階
1987年5月18日（昭和62年）～1995年7月20日まで

1995年7月27日例会場変更

事 務 所 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷1-1-1
例 会 場 共生建設株式会社 3階

1998年11月19日例会場変更

事 務 所 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷3-7-1
TEL 048-965-2037
FAX 048-965-2011
E-mail: info@koshigayahigashi-rc.org
http://www.koshigayahigashi-rc.org/
例 会 場 NTT東日本越谷ビル 2階
例 会 日 毎週木曜日（12:30～13:30）

創立準備委員会メンバー（越谷RCから11名が移籍）

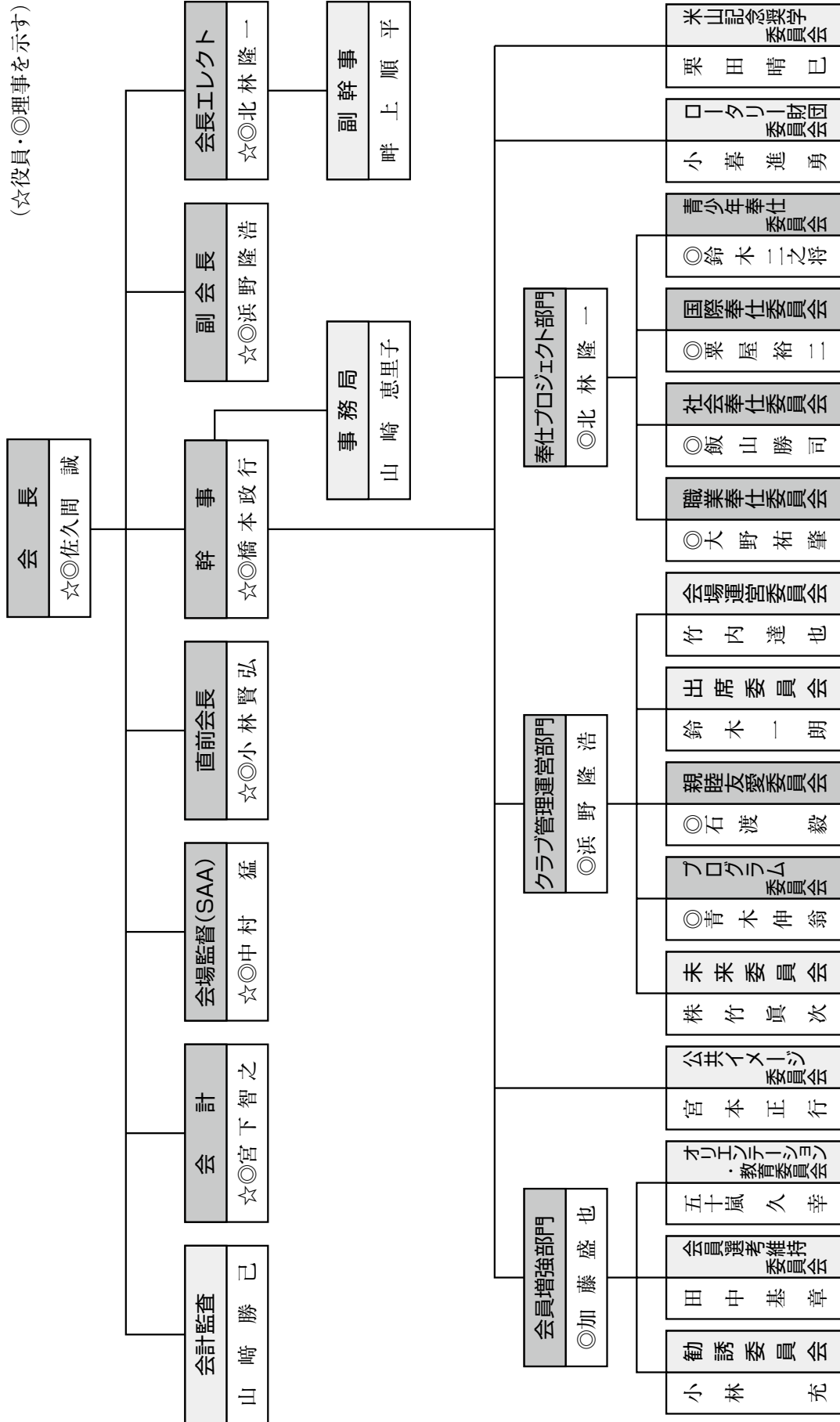
赤土 興治(故)	大沢昌太郎	河野 雅昭(退)	小坂 信義(故)
近藤 忠男(故)	中島又四郎(故)	中村 昇(退)	成島 三郎(退)
堀 賀雄(退)	吉田 正義(退)	渡部 三良(故)	(50音順)

役員・理事名簿

会	長	(役員・理事)	佐久間 誠
幹	事	(役員・理事)	橋本 政行
副	会 長	(役員・理事)	浜野 隆浩
直 前	会 長	(役員・理事)	小林 賢弘
会 場	監 督	(役員・理事)	中村 猛
会	計	(役員・理事)	宮下 智之
会 長	エ レ ク ト	(役員・理事)	北林 隆一
会 員 増 強 部 門	担 当 (理 事)	加藤 盛也	
ク ラ ブ 管 理 運 営 部 門	担 当 (理 事)	浜野 隆浩	
奉 仕 プ ロ ジ ェ ク ト 部 門	担 当 (理 事)	北林 隆一	
プ ロ グ ラ ム	担 当 (理 事)	青木 伸翁	
親 睦 友 愛	担 当 (理 事)	石渡 毅	
職 業 奉 仕	担 当 (理 事)	大野 祐肇	
社 会 奉 仕	担 当 (理 事)	飯山 勝司	
国 際 奉 仕	担 当 (理 事)	粟屋 裕二	
青 少 年 奉 仕	担 当 (理 事)	鈴木二之将	
副	幹 事		畔上 順平

越谷東ロータークラブ 組織図

(☆役員・◎理事を示す)



越谷東ロータリークラブ 委員会名簿

2023年7月1日現在

会 長	☆◎佐久間 誠			
幹 事	☆◎橋本 政行			
副 会 長	☆◎浜野 隆浩			
直 前 会 長	☆◎小林 賢弘			
会 場 監 督 (S A A)	☆◎中村 猛			
(副 S A A)	隅田 敏			
会 計	☆◎宮下 智之			
会 計 監 査	山崎 勝己			
会 長 エ レ ク ト	☆◎北林 隆一			
副 幹 事	畔上 順平			
委 員 会		委 員 長	副 委 員 長	委 員 (50音順)
会 員 増 強 部 門	部 門 委 員 長	◎加藤 盛也		
	勸 誘 委 員 会	小林 充	出口 昇	小暮 進勇 平野 武志
	会 員 選 考 維 持 委 員 会	田中 基章	隅田 敏	北林 隆一
	オリエントレーション・教育委員会	五十嵐久幸	加藤 盛也	小林 賢弘
ク ラ ブ 管 理 運 営 部 門	公 共 イ メ ー ジ 委 員 会	宮本 正行	大野 豊次	栗田 晴巳 鈴木 一朗 鈴木 裕万
	部 門 委 員 長	◎浜野 隆浩		
	未 来 委 員 会	株竹 眞次	岡崎 愛子	大内 一幸 大沢 昌太郎 大野 祐肇 守屋 トミー
	プ ロ グ ラ ム 委 員 会	◎青木 伸翁	会田 皓章	高橋 功 千葉 宏之 鈴木 二之将 村木 龍男
	親 睦 友 愛 委 員 会	◎石渡 毅	阿部 朋博	青柳 聡 秋山 坦 栗屋 裕二 飯山 勝司 川本 賢哉 出口 昇 仁多見 英一 原 美光 富澤 春男 宮本 正行
	出 席 委 員 会	鈴木 一朗	永島 つる子	畔上 順平 榎本 裕希 福田 悠一 山崎 勝己
	会 場 運 営 委 員 会	竹内 達也	平林 照雅	飯島 昇 梶原 直樹 清村 忠雄 杉下 智
奉 仕 プ ロ ジ ェ ク ト 部 門	部 門 委 員 長	◎北林 隆一		
	職 業 奉 仕 委 員 会	◎大野 祐肇	杉下 智	大野 豊次 川本 賢哉 鈴木 朝夫 高橋 功 竹内 達也 永島 つる子 福田 悠一
	社 会 奉 仕 委 員 会	◎飯山 勝司	畔上 順平	青木 伸翁 飯島 昇 五十嵐久幸 大沢 昌太郎 梶原 直樹 清村 忠雄 小林 充 千葉 宏之 中村 猛
	国 際 奉 仕 委 員 会	◎栗屋 裕二	秋山 坦	大内 一幸 株竹 眞次 富澤 春男 原 美光 宮下 智之 平林 照雅
	青 少 年 奉 仕 委 員 会	◎鈴木 二之将	青柳 聡	会田 皓章 石渡 毅 榎本 裕希 田中 基章 仁多見 英一 村木 龍男
	ロ ー タ リ ー 財 団 委 員 会	小暮 進勇	守屋 トミー	鈴木 裕万
	米 山 記 念 奨 学 委 員 会	栗田 晴巳	平野 武志	阿部 朋博 岡崎 愛子

☆は役員、◎は理事を示す。

2023～2024年度
越谷東ロータリークラブ

○ ○
委 員 会 活 動 方 針
年 間 行 事 予 定 表
年 間 プ ロ グ ラ ム 予 定 表
○ ○

会場監督(SAA)

S A A：中村 猛

副SAA：隅田 敏

任 務

会場監督は、例会場の秩序と品格を保持する任務。その他通常その職に付随する任務を行う。

[方針・抱負]

会長要望に応えられます様2名でしっかり務めさせていただきます。

会 計

会 計：宮下智之

任 務

会計は、本クラブの資金をすべて管理保管し、毎年2回及び理事会の要求があったときその説明をする任務、その他通常その職に付随する任務を行なう。会計が退任するときは、保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者若しくは会長に引き継がなければならない。

[方針・抱負]

クラブの資金を管理保管し、年次総会時には上半期の中間報告、年次終了時には速やかに年度決算報告を致します。

四半期ごとには、会計帳簿と預金通帳の内容確認を致します。

上期・下期の会費納入の確認を幹事と共に行います。

越谷市野球大会の予算の執行が青少年奉仕委員会の予算からなされるよう留意致します。

会計監査

会計監査：山崎勝己

任 務

会計監査は、会長・会計より報告された当該年度の予算、決算執行を厳密に監査することにある。

[方針・抱負]

会員各位から納入された年会費がクラブ運営のために、適正に会計処理され、必要書類と共に記載されていることの確認をいたします。

会員増強部門

委員長：加藤盛也

小委員長：小林 充 田中基章 五十嵐久幸

任 務

この部門は、クラブ活性化・強化の為、出来る限り若く明るく、優れた人材を増強すると共に新入会員のオリエンテーションまた、現会員の退会防止を考案、実施することを任務とする。

[委員会方針・抱負]

会長要望を実践するために、クラブが更に活性化し発展する事業を勧誘委員会・会員選考維持委員会・オリエンテーション教育委員会と連携して企画していきます。その結果、多くの会員がロータリー活動に対し理解を深めることによって、自信を持って地域で活躍するリーダー的な人材に声を掛けられる様にしていきます。また、女性会員増強にはカウンセラー制度等を丁寧に説明し、不安を取り除き入会に繋げていきます。

会員増強部門
《勧誘委員会》

委員長：小林 充

副委員長：出口 昇

委員：小暮進勇 平野武志

任 務

この委員会は、絶えずアンテナを高く持ち、現会員の協力などを得ながら、会員選考維持委員会と連絡を密にとり、会員候補者を理事会に推薦するよう積極的に努めると共に有効な退会防止策を考案し、実施する。

[委員会方針・抱負]

これまでの経験を活かし、現会員の協力を得て、さまざまな職業の方と交流をはかり、会員候補者の情報収集を行います。また女性を積極的に勧誘し、HPなどを利用して越谷東ロータリーの魅力を伝え、入会の促進を行います。

会員増強し、現会員と新入会員のコミュニケーションを密にとり、信頼関係の構築を行います。そして、会員の意識を高めて増強と会員維持をバランスよく行うために、会員選考維持委員会と協力してフォーラムを開催します。

会員増強部門

《会員選考維持委員会》

委員長：田中基章

副委員長：隅田 敏

委員：北林隆一

任 務

この委員会は、会員候補者として推薦された者について、職業分類と会員資格を調査し、理事会に報告しなければならない。またこの委員会は、毎年度できるだけ早く地元の地域社会の職業分類調査を行い、充填、未充填の職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、現会員の有する職業分類を見直すことができる。

[委員会方針・抱負]

- ①会員候補者が挙がりましたら、推薦された候補者の職業分類と会員資格調査を行い、理事会に報告いたします。
- ②会員の「増強」と「維持」をテーマにしたフォーラムを勧誘委員会と協力して開催いたします。

会員増強部門

《オリエンテーション・教育委員会》

委員長：五十嵐久幸

副委員長：加藤盛也

委員：小林賢弘

任 務

この委員会は、ロータリーの友誌などを使用して、会員に奉仕の心、奉仕の実践に関する情報を提供すると共に、すべての会員を対象とするロータリー研修会を年2回行なう。また会員候補者に対しロータリークラブの会員の特典と責務に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを実施する。さらに、公共イメージ委員会に対し一般向けのロータリー情報を提供する。

[委員会方針・抱負]

すべての会員に対し、有益なロータリーに関する情報の発信源となり、同時に親睦も図ることで会員の満足度向上を目指します。ひいてはクラブビジョン「選ばれるクラブ」への発展の一助になりたいと考え、以下を実践します。

- ①毎月例会において、ロータリーの友の紹介にとどまらず、ロータリーに関する情報の発信を行います。
- ②すべての会員を対象にロータリー研修会としての炉辺会合を年2回実施します。
- ③新会員及び入会3年以内の会員に対しロータリー専門誌「これだけは知っておきたいロータリーの基礎」等を活用し、会員増強部門で連携しオリエンテーションを開催します。

《公共イメージ委員会》

委員長：宮本正行

副委員長：大野豊次

委員：栗田晴巳 鈴木一郎 鈴木裕万

任 務

この委員会は、広く一般に本クラブの奉仕の実践とロータリーの目的、その歴史等について、適切な宣伝を行う方策を考案、実施する。またこの委員会は、クラブ週報の刊行を通じて、会員のロータリーへの関心を促し、出席率の向上と親睦の増進に寄与するため、前回の例会の重要事項を報告し、次回の例会の重要プログラムを予告する。全会員の奉仕活動に関するニュースをロータリーの友誌などに投稿するよう努める。またこの委員会はITおよびSNSを利用し地区、クラブ等の情報をすべて管理し、これを速やかに関係各会員、各委員会等へ伝達するものとする。

【委員会方針・抱負】

- ①例会および各事業で週報担当者を決め、当日の週報データ（写真・原稿等）を収集します。
会員の皆様には、週報の原稿提出と締め切り厳守をお願いします。
- ②クラブのホームページを更新します。
- ③ロータリークラブの活動をホームページ・SNSなどを活用し、一般向けに情報の発信に努力します。また越谷市高校野球大会を青少年奉仕委員会連携し、メディアなども活用し力します。また越谷市高校野球大会を青少年奉仕委員会連携し、メディアなども活用し越谷市民への発信を検討します。
- ④マイ・ロータリーへの全会員登録に向け努力します。

クラブ管理運営部門

委員長：浜野隆浩

小委員長：株竹眞次 青木伸翁 石渡 毅 鈴木一郎 竹内達也

任 務

この部門は、五大奉仕部門のうちの「クラブ奉仕部門」であり、親睦のうちに、クラブ内部に関する委員会活動を行い、クラブの各機能を充実させるとともに、会員一人ひとりが自己を高め「奉仕の心を育成する」ことに関する包括的な立案と実施を任務とする。

[委員会方針・抱負]

クラブ管理運営委員会の役割は、クラブの効果的な管理運営に関する活動を実施することです。ロータリークラブは、クラブの効率的な運営を通じてはじめて、地域社会に奉仕を提供し、会員を維持し、クラブや地区のひいてはリーダーを生み出せるように活動していきます。

- ・例会や特別プログラムを企画する。
- ・会員間の親睦を図るための行事や活動を企画する。
- ・他にもクラブを効果的に運営するためのあらゆる活動を行う。

クラブ管理運営部門

《未来委員会》

委員長：株竹眞次

副委員長：岡崎愛子

委員：大内一幸 大沢昌太郎 大野祐肇 守屋トミー

任 務

この委員会は、クラブの発展のため、会員の研修方法の研究と提案をするものとし、研究、提案、検討に当たっては、広く会員の意見を聞き、その意見を反映するよう努めるものとする。

[委員会方針・抱負]

今年度、未来委員会では原点に戻って、そのシステムを未来に反映するには、どのように運営すればよいのか。

また、これからのクラブ活動はどのような考えの基に活動することが望ましいのか、皆様と共に考えたいと思います。

例として、該当年度に行われているクラブ協議会は例会扱いですが、次年度のクラブ協議会、合同委員会（クラブ協議会）も前年度の例会に組み入れは可能か。

交換留学生をあずかる家族（ホストファミリー）をどのように選考するのが望ましいか。

すでに討議されている、財団・米山の寄付は強制なのか任意なのか等など、皆様と共に模索して行きたいと考えています。

クラブ管理運営部門
《プログラム委員会》

委員長：青木伸翁

副委員長：会田皓章

委員：高橋 功 千葉宏之 鈴木二之将 村木龍男

任 務

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のプログラムを準備、手配する。

[委員会方針・抱負]

クラブ例会は会員が親睦を育み、それをさらに深めるため、またロータリーを学ぶことはもとより、人として学ぶべきすべてのことを学ぶための、最も基本となる大事な会合です。

その大事な例会で行うプログラムがすべての会員にとって参加して良かったと思えるプログラム作りを目指します。

1. 外部卓話そして会員卓話をバランスよく企画し、卓話時間をしっかり確保していきます。
2. 様々な分野のフォーラムを開催し、広く会員の意見を聞く企画をします。
3. 炉辺会合を2回開催します。
4. ロータリー情報の時間をしっかり確保します。

クラブ管理運営部門
《親睦友愛委員会》

委員長：石渡 毅

副委員長：阿部朋博

委員：青柳 聡 秋山 坦 粟屋裕二 飯山勝司 川本賢哉
 出口 昇 仁多見英一 原 美光 富澤春男 宮本正行

任 務

この委員会は、親睦と奉仕は車の両輪の関係にあるとの理念の下、クラブ例会を会員同士が真の友情を結ぶ最良の場とするように努めると共に、会員間の交流と友情を増進させるための諸事業を企画し、会員にそこへの積極的参加を奨励し、実施する。

[委員会方針・抱負]

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」となったことで、対面でのイベントも開催できる環境となりました。会長要望にもある出席率の低い会員も参加しやすい日程でのイベントを企画実施いたします。

全会員が親睦を図れるイベントとなるよう工夫してまいります。

ぜひ、会員皆様のご協力をいただき明るく、楽しい委員会活動、ロータリー活動となるよう頑張ります。どうぞ、よろしく願いいたします。

クラブ管理運営部門

《出席委員会》

委員長：鈴木一郎

副委員長：永島つる子

委員：畔上順平 榎本裕希 福田悠一 山崎勝己

任 務

この委員会は、本クラブ例会への出席率を高め、例会に出席できない場合のメイクアップを積極的に奨励する。また、原因となる諸事情を調査し、可能な限りこれを除去するよう努める。

[委員会方針・抱負]

1. 例会案内（プログラム）を、会員の皆様に極力早めにご連絡する。
2. 適宜、委員会を開催し、出席率向上のための話し合いを行う。
3. 例会に出席できない場合のメイクアップ、出席不良の原因となる諸事情を調査し、会員の皆様のご協力を得ながらその原因の改善に努める。
4. 出席当番のシフトを決定し、委員会が元気な笑顔でゲストの方、会員の皆様に迎えられるように邁進する。
5. 例会出席率が低下した場合、その原因を解明し出席率の向上を図る。

クラブ管理運営部門
《会場運営委員会》

委員長：竹内達也

副委員長：平林照雅

委員：飯島 昇 梶原直樹 清村忠雄 杉下 智

任 務

この委員会は、例会、その他の会場の設営と司会進行を行う。

[委員会方針・抱負]

- 例会の運営をスムーズに進められるよう準備に努めて参ります。
- 各会員がプログラムを把握できるよう例会次第を各テーブルに配布し、ソングボードの出し入れします。
- ホワイトボードに例会次第の記入を書きます。
- 当日の司会担当者の出欠の連絡確認をします。
- ドア当番表の作成・周知徹底して参ります。

奉仕プロジェクト部門

委員長：北林隆一

小委員長：大野祐肇 飯山勝司 栗屋裕二 鈴木二之将

任 務

この部門は、ロータリーに求められる地元の地域社会及び国際社会における職業上、人道上、教育上の各種ニーズに応える活動の企画と奉仕の実践を任務とする。

[委員会方針・抱負]

奉仕部門4委員会は、奉仕を基礎として世界平和の実現を念頭に活動いたします。会長要望の実現に向けて、他人をおもいやり、他人のために役立とうとするロータリーの理念に従い、奉仕活動の企画を立案し、多くの会員と奉仕活動に積極的取り組みます。クラブのメンバーが奉仕を通じて多くの方々に幸せと感動を伝えられるように活動いたします。

奉仕プロジェクト部門
《職業奉仕委員会》

委員長：大野祐肇

副委員長：杉下 智

委員：大野豊次 川本賢哉 鈴木朝夫 高橋 功 竹内達也
永島つる子 福田悠一

任 務

この委員会は、職業奉仕理念の情報を提供すると共に、本クラブ会員がその職業における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における倫理水準をより一層引き上げるうえに役立つような方策を考案、実施する。

[委員会方針・抱負]

職業人としてのロータリアンの心構えを第1例会において「ロータリーの目的」「四つのテスト」の唱和を行います。また、各会員が、互いの職業について学べるよう会員卓話・外部卓話・フォーラム・職場見学を実施します。

〈第一例会「ロータリーの目的」「四つのテスト」唱和 担当月〉

2023.07月 大野 祐肇・2023.08月 杉下 智 ・2023.09月 大野 豊次

2023.10月 川本 賢哉・2023.11月 鈴木 朝夫 ・2023.12月 高橋 功

2024.01月 竹内 達也・2024.02月 永島 つる子・2024.03月 福田 悠一

2024.04月 竹内 達也・2024.05月 永島 つる子・2024.06月 福田 悠一

※上記、担当月でご都合の悪い場合は大野までご連絡ください。

奉仕プロジェクト部門
《社会奉仕委員会》

委員長：飯山勝司

副委員長：畔上順平

委員：青木伸翁 飯島 昇 五十嵐久幸 大沢昌太郎 梶原直樹
 清村忠雄 小林 充 千葉宏之 中村 猛

任 務

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、地域の地域社会、次世代を担う青少年に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案、実施する。

[委員会方針・抱負]

本クラブの事業の柱でもある社会奉仕プログラムについて、市民まつりでは新しい事業を模索して実施したい思っております。現在では下記の通り検討しております。

①スマイル報告について

各メンバーの協力をしてもらい委員全員で各回の報告に携わって頂きます。

②越谷市民まつり

今年も例年の市民まつりとは違ったプログラムで行うことが決定しております。場所は越谷駅東口メインとなり当クラブで担当していた交通安全パレードは中止となり、代替え案が模索されております。また、インターアクトクラブ（越谷東高校）と行なっている交通遺児募金活動については市民まつり全体との調整になりますが、以前卓話に来ていただいたNPO法人越谷にプレーパークをつくる会と連携し、子供たちが遊べる道具や仕掛けを複数設置し連携を図った事業展開を行いたいと思っております。有料アクティビティーも設置し、募金活動とともに集まったお金を募金に回したいと思っております。

③地区補助金事業と大口枠について

5月の地区補助金大口枠プレゼンにて既に採択が決定しており、残念ながら大口補助金は獲得できませんでした。

地区補助金事業の方は、移動式子ども食堂備品の獲得に結果がき次第動きたいと思っております。

奉仕プロジェクト部門
《国際奉仕委員会》

委員長：粟屋裕二

副委員長：秋山 坦

委員：大内一幸 株竹眞次 富澤春男 原 美光 宮下智之
平林照雅

任 務

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、国際奉仕に関する事項においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案、実施する。また、姉妹クラブとの交流を深めるため相互の連絡、調整を行ない、これに加え新しい交流先を模索する。また、本クラブに関係した、青少年交換留学生、米山奨学生、財団奨学生等のネットワーク作りをし、世界的親交を深め、国際親善と平和に貢献する。

[委員会方針・抱負]

- ①台中港北區扶輪社交代式への参加：台中港2024年6月24日
 - ・2023～2024年度時の交代式に参加し、体験（肌で感じた）した事を会員の皆様にPRし、多くの会員が参加する様企画します。
- ②国祭大会への参加：シンガポール2024年5月25日～29日
 - ・本年度は久しぶりのアジアでの大会です。会場を調査（情報）し年度を通してPRし多くの参加者を募ります。
- ③青少年交換留学生の受け入れ・送り出し
 - ・青少年奉仕委員会と情報を共有しサポートして行きます。

奉仕プロジェクト部門
《青少年奉仕委員会》

委員長：鈴木二之将

副委員長：青柳 聡

委員：会田皓章 石渡 毅 榎本裕希 田中基章 仁多見英一
村木龍男

任 務

この委員会は、埼玉県立越谷東高等学校インターアクトクラブを提唱クラブとして、本クラブの会員並びに本クラブが、次世代を担う地元の青少年、インターアクトクラブに対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と支援をして行く。青少年交換留学生在が目的を円滑に達成するために、学校関係、ホスト・ファミリー関係等を支援する。本クラブに関係した、元青少年交換留学生、元米山奨学生、元財団奨学生等のネットワーク作りをし、世界的親交を深め、国際親善と平和に貢献すると共に、明日のロータリアンとしての会員増強に努める。

[委員会方針・抱負]

- ①インターアクトの市民祭りへの活動支援。
- ②インターアクト生が例会に参加できるように支援します。
- ③インターアクトクラブの例会へ参加します。
- ④叡明高校とは有効な関係を保っていきます。
- ⑤国際奉仕委員会に協力をして、就学学友会（フレンズ）の活動を支援します。
- ⑥長年培ってきた各参加高校野球部と越谷東RCの繋がりを引き続き大切に、参加校プラスバンド部により開会セレモニーなどを企画実施致します。より良い地域社会との繋がりがもてるような企画を検討して参ります。
- ⑦越谷東高校と越谷東中学校の中高一貫のインターアクト設立の模索を検討いたします。
- ⑧青少年交換留学生のサポートをいたします。

《ロータリー財団委員会》

委員長：小暮進勇

副委員長：守屋トミー

委員：鈴木裕万

任 務

この委員会は、資金的寄付と財団プログラムへの参加を通じ、ロータリー財団を支援する。

ロータリー月間に有意義な企画。

年次寄付目標

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ①クラブ会員一人あたり | 200ドル |
| ②ポリオ根絶 | 50ドル |
| ③ベネファクター | 2名（うち1名は新たな方） 1,000ドル以上 |

[委員会方針・抱負]

- ・ロータリー財団月間（11月）
- ・会長より付託された任務を遵守し各々の目標が達成できるよう努力するとともに会長要望に沿った活動を着実に実施していくことに努めます。

《米山記念奨学委員会》

委員長：栗田晴巳

副委員長：平野武志

委員：阿部朋博 岡崎愛子

任 務

この委員会は、資金的寄付を通じ、日本ロータリーの創立者米山梅吉翁の遺徳を継承するロータリー米山記念奨学会を支援する。

○米山記念奨学会の寄付金、会員一人当たり¥25,000を会員の皆様に寄付をいただけるように理解していただく。

[委員会方針・抱負]

米山記念奨学会は、日本のロータリー独自の奉仕事業であり、国際親善と世界平和に寄与するために始まりました。今日では半世紀以上の歴史を持つ日本最大の民間国際奨学事業となっております。本事業を運営するための財源はロータリー会員の寄付で成り立っています。当クラブにおいても、寄付はもとより、過去何名もの奨学生のお世話をしてきました。会員の皆様には、日本と国際社会の明るい未来のため、本事業へのご理解・ご協力をお願い致します。

1. 会員一人当たり寄付金目標額25,000円以上

(普通寄付5,000円と特別寄付合計)

普通寄付 半期ごとに各クラブで決定した金額

特別寄付 任意でいただく寄付

個人寄付 法人寄付 クラブ寄付 下限上限はない

2. 本制度のご理解いただくため、卓話を企画する。

越谷東ロータリークラブ

【 2023～2024年度年間行事予定表 】

西暦	月・日	曜	行事	備考
2022年	12月1日	木	第6回理事会 クラブ年次総会	例会場 例会中理事・担当役員決定
2023年	1月5日	木	新年例会、第7回理事会	例会場
	1月12日	木	第1回被選理事会	例会場
	1月28日	土	第8グループIM・合同夜間例会	越谷コミュニティーセンター
	2月2日	木	第8回理事会	例会場
	2月16日	木	第2回被選理事会	例会場
	2月17日	金	地区ロータリー財団補助金管理セミナー	大宮ソニックシティ
	2月23日	木	休会(祝日)	
	3月2日	木	第9回理事会	例会場
	3月9日	木	第3回被選理事会	例会場
	3月13日	月	会長エレクト研修セミナー(PETS)	大宮ソニックシティ
	~14日	火		
	3月16日	木	IMゴルフ大会	霞ヶ浦国際ゴルフコース
	4月6日	木	第10回理事会	例会場
	4月9日	日	親睦旅行(4月9日～4月10日)	
	4月13日	木	休会(親睦旅行の振替)	
	4月14日	金	地区研修・協議会	大宮ソニックシティ
	4月20日	木	第4回被選理事会	例会場
	5月11日	木	第11回理事会	例会場
	5月18日	木	越谷東RC 創立記念日	例会場
	5月18日	木	第5回被選理事会	例会場
	5月27日 ~31日	土 水	RI国際大会	オーストラリア・メルボルン
	6月1日	木	第12回理事会	例会場
	6月8日	木	クラブ協議会(会員増強部門・ 公共イメージ・クラブ管理運営部門)	例会場
	6月8日	木	第6回被選理事会	例会場
	6月15日	木	クラブ協議会(SAA・会計・会計監査・ 奉仕プロジェクト部門・財団・米山)	例会場
	6月24日	土	台中港北區扶輪社(会長交代式)	台中港
	6月29日	木	小林・北林年度 最終例会	山の上ホテル
7月6日	木	第1回理事会	例会場	
7月22日	土	国際奉仕部門セミナー 社会奉仕部門セミナー 職業奉仕部門セミナー	ソニックシティ	
7月23日	日	管理運営部門セミナー 公共イメージ部門セミナー 会員増強維持部門セミナー	ソニックシティ	
7月27日	木	ガバナー補佐表敬訪問	例会場	
8月3日	木	ガバナー公式訪問 クラブ協議会	例会場	
8月10日	木	第2回理事会	例会場	
8月19日	土	青少年奉仕部門セミナー	上尾市文化センター	

	8月27日	木	米山記念奨学部門セミナー	フレンジア
	9月2日	土	ロータリー財団部門セミナー	フレンジア
	9月7日	木	第3回理事会	例会場
	10月2日	月	地区大会記念ゴルフ大会	プレステージCC
	10月5日	木	第4回理事会	例会場
	10月16日	月	IMゴルフ大会	紫CCすみれコース
	10月22日	日	越谷市民まつり 世界ポリオデー	
	11月3日	金	越谷市高校野球大会(開会式)	越谷市民球場
	11月9日	木	第5回理事会	例会場
	11月4日	土	越谷市高校野球大会	越谷市民球場
	11月11日	土	越谷市高校野球大会	越谷市民球場
	11月12日	日	越谷市高校野球大会(閉会式)	越谷市民球場
	11月11日 11月12日	土 日	地区大会	パレスホテル大宮 レイボックホール
	11月14日	火	越谷市高校野球大会(予備日)四市との交流戦	越谷市民球場
	11月	木	休会(地区大会の振替)	
	12月7日	木	クラブ年次総会、第6回理事会 次年度の役員・理事(役職)発表	例会場 例会中理事・担当役員決定
	12月14日	木	クラブ協議会(会員増強部門・ 公共イメージ・クラブ管理運営部門)	例会場
	12月21日	木	クラブ協議会(SAA・会計・会計監査・ 奉仕プロジェクト部門・財団・米山)	例会場
	12月24日	日	クリスマス家族例会	ギャザホール ハウスオブマカロン
2024年	1月4日	木	新年例会、第7回理事会	例会場
	2月1日	木	第8回理事会	例会場
	2月3日	土	第8G IM	コミセン小ホール、ポルティコホール
	3月7日	木	第9回理事会	例会場
	3月13日 3月14日	水 木	2024-2025会長エレクト研修セミナー	
	4月4日	木	第10回理事会	例会場
	4月		親睦旅行	
	4月	木	休会(親睦旅行の振替)	
	5月2日	木	第11回理事会	例会場
	6月6日	木	第12回理事会	例会場
	6月8日 ~6月12日	土 水	RI国際大会	シンガポール
	6月13日	木	クラブ協議会(会員増強部門・ 公共イメージ・クラブ管理運営部門)	例会場
	6月20日	木	クラブ協議会(SAA・会計・会計監査・ 奉仕プロジェクト部門・財団・米山)	例会場
	6月24日	月	台中港北區扶輪社(会長交代式)	台中港
	6月27日	木	佐久間・橋本年度 最終例会	カハラホテル横浜

2023~24年度プログラム予定表(案)							
「挑戦・未来は今始まる」				越谷東ロータリークラブ			
プログラム委員会(敬称略)							
月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考	
ロータリー情報月間							
7	6	1739	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			会長所信表明	佐久間会長			
				クラブ協議会(SAA・会計・監査・増強部門・公共(メジ))	各委員長		
	13	1740	黙想・歌斉唱			会場運営	
			ロータリー情報			オリエンテーション教育	
			クラブ協議会	佐久間会長			
				(管理運営部門・奉仕PJ部門・財団・米山)	各委員長		
	20	1741	黙想・歌斉唱			会場運営	
			外部卓話 中島美三郎(越谷RC)	中島美三郎			
		テーマ:「我が人生」					
27	1742	黙想・歌斉唱			会場運営		
		ガバナー補佐訪問	染谷宗一AG				
会員増強・新クラブ結成推進月間							
8	3	1743	黙祷・歌斉唱			会場運営	
			ガバナー公式訪問				
			2770地区ガバナー公式訪問例	梨本松男G			
				クラブ協議会 佐久間会長	役員・各委員長		
	10	1744	黙想・歌斉唱・結婚・誕生祝い			会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト			職業奉仕	
			セミナー報告				
				社会・国際・職業奉仕	各委員長		
	17	1745	黙想・歌斉唱			会場運営	
			ロータリー情報			オリエンテーション教育	
会員増強・維持フォーラム、セミナー報告					勧誘・会員選考維持		
24	1746	黙想・歌斉唱			会場運営		
		管理運営・公共イメージセミナー報告	各委員長				
		外部卓話 越谷青年会議所理事長	大野聡史				
			「青年会議所運動とは」				
31	1747	夜間例会(移動例会)			会場運営・親睦友愛		
		炉辺会合「ロータリー研修会」			オリエンテーション教育		
基本的教育と識字率向上月間							
9	7	1748	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			ロータリー情報		オリエンテーション教育		
	14	1749	黙想・歌斉唱			会場運営	
			セミナー報告(青少年・米山・R財団)	各委員長			
	21	1750	黙想・歌斉唱			会場運営	
			外部卓話 2770地区パストガバナー	中村靖治		プログラム	
				テーマ:「変わりゆくロータリー	(吉川IRC)		
			変わらないロータリー」				
28	1751	黙想・歌斉唱			会場運営		
		会員卓話(2名)			職業奉仕		

月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考
地域社会の経済発展月間/米山月間(1)						
10	2	(月)	地区大会記念ゴルフ大会		プレスステージCC	
	5	1752	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
	12	1753	黙想・歌斉唱		会場運営	
			外部卓話			
	16	(月)	IM記念ゴルフ大会		紫CCすみれ	
	19	1754	黙想・歌斉唱		会場運営	
市民まつり・高校野球大会説明				社会奉仕・青少年奉仕		
22	1755	越谷市民まつり		社会奉仕		
		(日) 越谷東ロータリー他				
26	休会	市民まつり振替				
ロータリー財団月間						
11	2	休会	高校野球大会開会式振替			
	3	1756	第22回越谷市高校野球大会開会		青少年奉仕	
		(金)	越谷市民球場(3・4・11・12)			
	9	1757	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
			ロータリー財団		ロータリー財団	
	11	(土)	地区大会(パレスホテル大宮)		会長・幹事 担当委員長	
		12	1758	地区大会(レイボックホール)		全会員
	12	(日)	越谷市高校野球大会閉会式		青少年奉仕	
14	(火)	野球大会予備日・四市との交流戦		青少年奉仕		
16	休会	地区大会の振替				
23	休会	祝日				
30	1759	夜間例会(移動例会/橋本家)		会場運営・親睦友愛		
		高校野球大会反省会		青少年奉仕		
		次年度理事・役員の発表	佐久間会長	北林会長エレクト		
疾病予防と治療月間						
12	7	1760	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕	
			ロータリー情報		オリエンテーション教育	
			クラブ年次総会	佐久間会長		
			次年度理事・役員の承認・役職発表		北林会長エレクト	
	14	1761	黙想・歌斉唱		会場運営	
			クラブ協議会	佐久間会長		
			会員増強・公共イメージ・管理運営部門	各委員長		
	21	1762	黙想・歌斉唱		会場運営	
			クラブ協議会(SAA・会計・監査・奉仕PJ部門・財団・米山委員会)	佐久間会長 各委員長		
24	1763	夜間例会(移動例会)		出席・会場運営		
		(日) クリスマス例会 16時30分開会 ギャザホール		親睦友愛		
28	休会	年末休み				

月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考
職業奉仕月間						
1	4	1764	クラブ新年例会 黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い ロータリーの目的・四つのテスト 新年の抱負	全会員	会場運営・親睦友愛 職業奉仕	理事会
	11	1765	黙想・歌斉唱 ロータリー情報 会員卓話（1名）		会場運営 オリエンテーション教育 職業奉仕	
	18	1766	黙想・歌斉唱 青少年奉仕フォーラム		会場運営 青少年奉仕	
	25	1767	黙想・歌斉唱 外部卓話2580地区直前ガバナー 東京東江戸川IRC 「奉仕の理念を未来へつなぐ」	嶋村文男	会場運営 プログラム	
平和と紛争予防／紛争解決月間						
2	1	1768	黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い ロータリーの目的・四つのテスト ロータリー情報 会員卓話（1名）		会場運営・親睦友愛 職業奉仕 オリエンテーション教育 職業奉仕	理事会
	3	1769	第8グループIM・合同新年会 (土) コミセン小ホール、ポルティコホール		全会員	
	8	休会	IMの振り替え		会場運営	
	15	1770	黙想・歌斉唱 国際奉仕フォーラム		国際奉仕	
	22	1771	黙想・歌斉唱 外部卓話		会場運営	
	29	1772	夜間例会（移動例会） 炉辺会合「ロータリー研修会」		会場運営 オリエンテーション教育	
水と衛生月間/米山月刊（2）						
3	7	1773	黙禱・歌斉唱・結婚・誕生祝い ロータリーの目的・四つのテスト ロータリー情報 会員卓話（1名）		会場運営・親睦友愛 職業奉仕 オリエンテーション教育 職業奉仕	理事会
	14	1774	黙想・歌斉唱 外部卓話		会場運営	
	21	1775	黙想・歌斉唱 会員卓話（2名）		職業奉仕	
	28	1776	黙想・歌斉唱 社会奉仕フォーラム		会場運営 社会奉仕	

月	日	回数	行事	卓話者	担当委員会	備考	
母子の健康月間							
4	4	1777	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			ロータリー情報		オリエンテーション教育		
			会員卓話（1名）		職業奉仕		
	11	休会	親睦旅行の振り替え				
		1778	親睦旅行		会場運営		
	14	(日)			親睦友愛		
15	(月)						
18	1779		黙想・歌斉唱 外部卓話		会場運営		
25	1780		黙想・歌斉唱 外部卓話		会場運営		
青少年奉仕月間・越谷東ロータリークラブ創立記念日 5月18日							
5	2	1781	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			ロータリー情報		オリエンテーション教育		
			会員卓話（1名）		職業奉仕		
	9	1782		黙想・歌斉唱 外部卓話		会場運営	
	16	1783		創立記念例会 黙想・歌斉唱 卓話		会場運営	
23	1784		黙想・歌斉唱 外部卓話		会場運営		
30	1785		夜間例会（移動例会）		会場運営・親睦友愛		
ロータリー親睦活動月間							
6	6	1786	黙祷・歌斉唱・結婚・誕生祝い		会場運営・親睦友愛	理事会	
			ロータリーの目的・四つのテスト		職業奉仕		
			ロータリー情報		オリエンテーション教育		
	13	1787		黙想・歌斉唱 クラブ協議会（会員増強・クラブ 管理運営部門）	佐久間会長 各委員長		
	20	1788		黙想・歌斉唱 クラブ協議会（奉仕プロジェクト部門・ 公共イメージ・財団・米山委員会）	佐久間会長 各委員長	会場運営	
27	1789		最終例会（移動例会） 会長・幹事交代式		会場運営 親睦友愛		

監査結果報告書

2021～22 年度 越谷東ロータリークラブの決算について、決算書及び関係帳簿、通帳、証拠書類など関係する書類等を監査した結果、年度事業に基づいて適正に会計処理が執行されていたことを認めましたので報告します。

2022 年 8 月 4 日

会計監査 秋山坦 印

立会人代表 隅田敏 印

姉妹クラブ

- I 姉 妹 社：台中港北區扶輪社（台湾）
住所：台中解清水鎮清水街號
TEL：(04) 26226177 FAX：(04) 26236091
- II 姉妹クラブ締結日：1992年4月11日（平成4年）
中華民國：81年4月11日
- III 創 立 日：越谷東ロータリークラブ 1987年5月18日（昭和62年）
台中港北區扶輪社 1986年3月18日（民國75年）
- IV R. I. 承認日：越谷東ロータリークラブ 1987年6月2日
台中港北區扶輪社 1986年5月9日
- V 認証状伝達式日：越谷東ロータリークラブ 1987年6月26日
台中港北區扶輪社 1986年6月24日
- VI R. I. 地区：越谷東ロータリークラブ 第2770地区
台中港北區扶輪社 第3460地区

2002(平成14年)年4月16日

越谷東ロータリー・クラブ&台中港北區扶輪社 姉妹クラブのあり方・調印式について

議事録

- 1) 2002年5月18日は、従来通りの調印式を行うが、鈴木裕万・林澤昌次年度会長のみが署名捺印する。この調印にてどちらかが、姉妹クラブ解消の提案が出されるまで永久のものとする。
解消を希望する場合には1年前に書面を持って連絡し相互確認する事とする。
- 2) 周年時のプレゼント交換を下記内容に統一する。
 - ① クラブ⇄クラブ
 - ② 会長⇄会長
 - ③ 幹事⇄幹事
 - ④ 国際奉仕委員長⇄国際奉仕委員長
 - ⑤ 会長エレクト⇄会長エレクト
- 3) 周年記念の場合にはお互いに多くのメンバーが相互に訪問し合うが通常時期は少人数にての交流を望む
- 4) 訪問時には1人100ドル(¥10,000)をお世話になりますと言う意味でクラブに支払
- 5) プレゼント交換は上記記載内容のクラブ間同士でのみ行い個人レベルでは行なわない
- 6) 新年度前の5月頃までには事業計画をたて双方のクラブで何が出来るかを連絡し合う

文責：2001～02年度 幹事：原 美光

越谷東RC歴代会長・幹事名簿

年 度	クラブテーマ 会長・幹事	会員数
1986～1987	「親睦から奉仕へ」 中島又四郎・大沢昌太郎	42名
1987～1988	「親睦から奉仕へ」 中島又四郎・大沢昌太郎	42名
1988～1989	「ロータリーを信じ、奉仕に邁進」 中村 昇・河野 雅昭	49名
1989～1990	「明るく楽しいロータリー」 成島 三郎・小坂 信義	50名
1990～1991	「原点に帰り、ロータリーを見なおそう」 河野 雅昭・石井 久雄	49名
1991～1992	「さらなる飛躍へあなたの心を」 大沢昌太郎・七星 正	47名
1992～1993	「私はロータリアンです」 小坂 信義・高 旺永	47名
1993～1994	「皆さんの力を」生きがい・ふれあい・学びあい」 飯田弥寿嗣・会田 要市	52名
1994～1995	「共に一歩前進」 前田 信男・青木 伸翁	49名
1995～1996	「ロータリーの感動」 吉井 金次・村上 正春	49名
1996～1997	「皆がリーダー、エンジョイロータリー」 江原幸之助・平野 武志	48名
1997～1998	「相手の立場に立って励もう善意と思いやり」 篠崎 博・小暮 進勇	47名
1998～1999	「21世紀に向けての“夢を”ロータリーから」 平野 武志・鈴木 裕万	47名
1999～2000	「つなげる和、広げよう輪」 中村 貢平・守屋トミー	44名
2000～2001	「共に喜び、感動ある活動を…」 片桐 操・阿部 朋博	41名
2001～2002	「明るく楽しく元気よく」大きく考え地域で活動 One volunteer everyday (一日一奉仕) 青木 伸翁・原 美光	43名
2002～2003	「地域社会と共に」 鈴木 裕万・北林 伸一	44名
2003～2004	「進んで参加しよう」Let's take part 小暮 進勇・平林 照雅	47名
2004～2005	「地域社会と・慈愛の心で・祝おう」 島根 常二・栗田 晴巳	48名
2005～2006	「皆が健康“魅力あるクラブを”」 北林 伸一・森田 勇司	48名
2006～2007	「向上心を忘れないステップの一年にしよう」 原 美光・大内 一幸	47名
2007～2008	「結びあった心と手を未来に」 野口佐智代・株竹 眞次	49名

年 度	クラブテーマ 会長・幹事	会員数
2008～2009	「社会への貢献こそ、繁栄あり」 平林 照雅・会田 皓章	48名
2009～2010	「結び合おう 心の絆を」 秋山 坦・鈴木 朝夫	47名
2010～2011	「交わろう、輪を広げよう」 株竹 眞次・大野 祐肇	48名
2011～2012	「発展は苦勞と愛・一丸となって」 阿部 朋博・大原 尊典	51名
2012～2013	「入りて友愛、出でて奉仕」 栗田 晴巳・浜野 隆浩	51名
2013～2014	「一歩踏み出そう勇気を持って!ともに実践しようロータリー!」 会田 皓章・五十嵐久幸	51名
2014～2015	「感謝の気持ちで、気遣う心の種を蒔こう」 守屋トミー・岡崎 愛子	51名
2015～2016	「ロータリーの理念を学び、みんなで実践してみよう!」 大内 一幸・加藤 盛也	48名
2016～2017	「感謝しあって、心を一つに」 大野 祐肇・小林 賢弘	48名
2017～2018	「明るく、楽しく、前向きに」 岡崎 愛子・山崎 勝己	47名
2018～2019	「出会いと感動」 浜野 隆浩・佐久間 誠	45名
2019～2020	「仲間を大切に、共に向上」絆 山崎 勝己・宮下 智之	52名
2020～2021	「皆で参画、皆で分かち感動」 五十嵐久幸・田中 基章	52名
2021～2022	「みんなで躍動、更なる発展」 加藤 盛也・隅田 敏	52名
2022～2023	「感謝と恩返しの輪を広げよう」 小林 賢弘・北林 隆一	55名
2023～2024	「挑戦・未来は今始まる」 佐久間 誠・橋本 政行	54名

ロータリー・リーダーシップ研究会 The Rotary Leadership Institute (RLI)

RLIについて

RLIはロータリークラブの潜在的なリーダーのためのリーダーシップ開発プログラムを実施する多地区の「草の根連合組織」です。

RLIは1992年に設立され、今や世界のすべての大陸に支部を置く全世界的な組織となりました。

RLIは国際ロータリー(RI)の正式なプログラムではありませんが、多くの元RI会長や現、元、次期RI理事より大きな支援を得ています。

RI理事会はRLIおよび同様の地区プログラムを推奨する決議案を採択しました。また、規定審議会では2013年に開催された規定審議会を含め、3度RIRLIプログラムを賛成多数で可決し、RI理事会に推奨しています。

RLIのプログラムや歴史については、ウェブサイトwww.rotaryleadershipinstitute.orgをご参照ください。

RLI 推奨カリキュラム

RLIはすべての支部にカリキュラムを推奨し、その全概要を提供しています。カリキュラムは絶えず改定され、年々アップグレードされています。

RLIの拡大成長に伴って、指導者を養成させるための十分な機会が各ゾーンに与えられ、大きな改定は3年ごとに実施されます。またそれぞれのゾーンに必要な翻訳も提供されます。

RIやロータリー財団の重要な変更はすべて、毎年すべての支部に提供されます。すべてのカリキュラム資料や翻訳はRLI資料ウェブサイトwww.rlifile.com上で、全会員に開示され、利用できるようになっています。

越谷東RC RLI 卒業生一覧

浜野隆浩	2014年9月
大内一幸	2015年4月
加藤盛也	2015年11月
大野祐肇	2016年12月
山崎勝己	2017年10月
佐久間誠	2018年11月
小林賢弘	2021年11月
北林隆一	2021年11月
橋本政行	2023年2月

職 業 分 類 表

1. 職業分類の充填

2023年7月1日現在

職業分類開放数	226分類	候補者に応じて、適宜開放する
会 員 数	54名	2023.7.1現在
正 会 員	54名	定款第8条第3節に該当する会員
名 誉 会 員	0名	定款第8条第6節に該当する会員
充 填 率	24%	$(54/226) \times 100 = 23.89\%$

2. 正会員充填・未充填職業分類表

区分・番号	職 業 分 類	氏 名	事 業 所
1 製造業			
1-1 食料品製造業			
1-1-1	肉製品・乳製品製造業		
1-1-2	水産食料品製造業		
1-1-3	農産保存食料品製造業		
1-1-4	パン・菓子製造業		
1-1-5	酒類製造業		
1-1-6	飲料製造業		
1-1-7	その他食料品製造業	大内 一幸	(有)大内食品
1-2 繊維工業			
1-2-1	製糸業		
1-2-2	紡績業		
1-2-3	織物業		
1-2-4	染色整理業		
1-2-5	その他の繊維工業		
1-3 繊維製品製造業			
1-3-1	外衣下着製造業		
1-3-2	その他の繊維製品製造業		
1-4 木材・木製品製造業			
1-4-1	製材業		
1-4-2	合板製造業		
1-4-3	その他の木材・木製品製造業		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
1-5 家具・装飾品製造業			
1-5-1	木製家具製造業		
1-5-2	金属製家具製造業		
1-5-3	その他の家具・装飾品製造業		
1-6 パルプ・紙・紙加工品製造業			
1-6-1	パルプ・紙製造業		
1-6-2	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		
1-7 印刷・製本業			
1-7-1	印刷業		
1-7-2	製本業		
1-7-3	その他の印刷・製本業		
1-8 化学工業			
1-8-1	無機・有機化学工業製品製造業		
1-8-2	化学繊維製造業		
1-8-3	医薬品製造業		
1-8-4	石油製品・石炭製品製造業		
1-8-5	プラスチック製品製造業		
1-8-6	ゴム製品製造業		
1-8-7	皮革・同製品製造業	鈴木二之将	(株) Arthur(ZELE-PARIS)
1-8-8	塗料製造業	北林 隆一	フタバペイント(株)
1-8-9	化学肥料製造業		
1-8-10	その他の化学工業		
1-9 窯業土石製品製造業			
1-9-1	セメント・同製品製造業		
1-9-2	ガラス・同製品製造業		
1-9-3	陶磁器・同関連製品製造業		
1-9-4	耐火物製造業		
1-9-5	その他の窯業		
1-9-6	その他の土石製品製造業		
1-10 鉄鋼業			
1-10-1	製鉄・製鋼・圧延業		
1-10-2	鋳物業		
1-10-3	その他の鉄鋼業		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
1-11 非鉄金属製造業			
1-11-1	非鉄金属精錬・圧延業		
1-11-2	非鉄金属鋳物業		
1-11-3	その他の非鉄金属製造業		
1-12 金属製品製造業			
1-12-1	洋食器・刃物製造業		
1-12-2	ねじ等製造業		
1-12-3	金属プレス製品製造業		
1-12-4	めっき業		
1-12-5	その他の金属製品製造業		
1-13 一般機械器具製造業			
1-13-1	機械器具製造業		
1-13-2	計量器・測定器製造業		
1-13-3	光学機械・レンズ製造業		
1-13-4	時計・同部品製造業		
1-13-5	その他の精密機械器具製造業		
1-14 電気機械器具製造業			
1-14-1	重電機製造業		
1-14-2	軽電機製造業		
1-14-3	電子機器用・通信機器用部分品製造業	平野 武志	(株)マルニックス
1-14-4	その他の電気機械器具製造業		
1-15 輸送用機械等製造業			
1-15-1	造船業		
1-15-2	自動車・同付属品製造業		
1-15-3	鉄道車両・同部分品製造業		
1-15-4	その他の輸送用機械等製造業		
1-16 電気・ガス・水道業			
1-16-1	電気業		
1-16-2	ガス業		
1-16-3	水道業		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
1-17 その他の製造業			
1-17-1	自動車整備業	五十嵐久幸	(株)カーズシンエイ
1-17-2	機械修理業		
1-17-3	クリーニング業		
1-17-4	たばこ製造業		
1-17-5	看板製造業	岡崎 愛子	(株)岡崎巧芸
2 鉱業			
2-1 石炭鉱業			
2-1-1	一般石炭鉱業		
2-1-2	その他の石炭鉱業		
2-2 土石採取業			
2-2-1	採石業		
2-2-2	砂利採取業		
2-2-3	その他の土石採取業		
2-3 その他の鉱業			
2-3-1	金属鉱業		
2-3-2	石油等鉱業		
3 建設業			
3-1 土木工事業			
3-1-1	土木一式工事業	佐久間 誠	(株)さいたま資材
		村木 龍男	(株)村木建設
3-1-2	とび・土工工事業	榎本 裕希	(株)希匠
3-1-3	鋼構造物工事業		
3-1-4	舗装工事業		
3-1-5	しゅんせつ工事業		
3-1-6	造園工事業		
3-1-7	さく井工事業		
3-1-8	解体工事業	橋本 政行	(株)ピース
3-2 建築工事業			
3-2-1	建築一式工事業	高橋 功	高元都市開発(株)
3-2-2	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業		
3-2-3	木造家屋建築工事業	畔上 順平	(株)けやき建築設計・樗組

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
3-2-4	建築設備工事業	田中 基章	(株)テクニカルメンテナンス
3-2-5	電気工事業		
3-2-6	管工事業	飯山 勝司	飯山建鉄(株)
		中村 猛	(株)新興設備
3-2-7	電気通信工事業		
3-2-8	機械器具設置工事業		
3-3 建設関連業			
3-3-1	測量業	梶原 直樹	(株)トータルサーチ
3-3-2	建設コンサルタント業		
3-3-3	地質調査業		
4 運輸交通業			
4-1 鉄道・軌道・水運・航空業			
4-1-1	鉄道・軌道業		
4-1-2	水運業		
4-1-3	航空業		
4-2 道路旅客運送業			
4-2-1	タクシー・ハイヤー業	会田 皓章	大都交通(株)
4-2-2	バス業		
4-2-3	その他の道路旅客運送業		
4-3 道路貨物運送業			
4-3-1	一般貨物自動車運送業	粟屋 裕二	協和興運(株)
		大野 祐肇	(株)曙運輸
		永島つる子	(株)共同
		山崎 勝己	(株)ヤマショウサービス
4-3-2	特定貨物自動車運送業		
4-3-3	貨物軽自動車運送業		
4-3-4	その他の道路貨物運送業		
4-4 その他の運輸交通業			
4-4-1	運輸施設提供業		
5 貨物取扱業			
5-1 陸上貨物取扱業			
5-1-1	陸上貨物取扱業		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
5-2	港湾運送業		
5-2-1	一般港湾運送業		
5-2-2	港湾荷役業		
6 農林業			
6-1	農業		
6-1-1	農業		
6-2	林業		
6-2-1	木材伐出業		
6-2-2	その他の林業		
7 畜産・水産業			
7-1	畜産業		
7-1-1	畜産業		
7-2	水産業		
7-2-1	漁業		
8 商業			
8-1	卸売業		
8-1-1	各種商品卸売業		
8-1-2	建築材料卸売業	青木 伸翁	(株)アオキ
8-2	小売業		
8-2-1	各種総合小売		
8-2-2	コンビニエンスストア		
8-2-3	自動車・自動車用品小売	青柳 聡	(株)イノベティブ販売
8-2-4	二輪自動車小売	原 美光	(株)原サイクル
8-2-5	燃料小売		
8-2-6	宅配販売・通信販売・無店舗販売		
8-2-7	衣服・靴・身の回り品小売		
8-2-8	飲食料品関係小売		
8-2-9	家庭電器機械器具小売		
8-2-10	生花小売	株竹 眞次	(有)株竹商事
8-2-11	水産品小売	千葉 宏之	(株)明昇
8-2-12	時計・メガネ・光学機器小売		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
8-2-13	調剤薬局	富澤 春男	ふれあい薬局
		杉下 智	(株)ドマーニ 昭和堂薬局
	8-2-14	衣料品・化粧品小売	
8-2-15	家具・インテリア小売		
8-3 理美容業			
8-3-1	理容業		
8-3-2	美容業		
8-4 その他の商業			
8-4-1	倉庫業		
8-4-2	出版業		
8-4-3	不動産賃貸業	鈴木 朝夫	(株)鈴鳳企業
8-4-4	不動産管理業	秋山 坦	秋山産業
		小暮 進勇	越谷ゴム工業(株)
		大野 豊次	(合)TY・エステート
8-4-5	新聞業	出口 昇	デグチ両洋メディア(株)
8-4-6	葬儀業		
8-4-7	物品賃貸業		
8-4-8	物品預り業		
9 金融・保険業			
9-1 金融業			
9-1-1	銀行業	飯島 昇	(株)武蔵野銀行 越谷支店
9-1-2	証券業・商品取引業		
9-1-3	協同組織金融業		
9-1-4	貸金業		
9-1-5	質屋		
9-1-6	クレジットカード業・割賦金融業		
9-2 保険業			
9-1-1	生命保険業	川本 賢哉	住友生命保険相互会社 越谷支社
9-1-2	損害保険業		
9-1-3	保険代理業	浜野 隆浩	(株)ハマノ
		小林 賢弘	(株)ステアゲート
9-1-4	投資運用業		
9-1-5	信用保証機関		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
10 サービス業			
10-1 広告・あっせん業			
10-1-1	旅行業	阿部 朋博	A-System
10-1-2	不動産取引業	加藤 盛也	(株)プロシード
10-1-3	広告業		
10-1-4	職業紹介業		
10-1-5	洗濯物取次業		
10-1-6	派遣業		
10-2 専門・技術サービス業			
10-2-1	弁護士	隅田 敏	弁護士法人 ポリス税務法律事務所
		宮下 智之	埼玉法律事務所
10-2-2	司法書士		
10-2-3	弁理士		
10-2-4	法律事務		
10-2-5	税理士	大沢昌太郎	税理士法人 大沢会計事務所
10-2-6	公認会計士		
10-2-7	社会保険労務士		
10-2-8	行政書士	鈴木 裕万	行政書士 鈴木裕万事務所
10-2-9	土地家屋調査士		
10-2-10	一級建築士		
10-2-11	経営コンサルタント業	石渡 毅	ペイ・フォワード(株)
10-2-12	警備業		
10-2-13	情報処理サービス業	鈴木 一朗	(株)スイッチ
		竹内 達也	(株)電翔
11 映画・演劇業			
11-1 映画・音楽・演劇業			
11-1-1	映画製作・配給業		
11-1-2	映画館		
11-1-3	演劇団		
11-1-4	興行場		
11-1-5	俳優		
11-1-6	舞踏家		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
11-1-7	音楽家	栗田 晴巳	越谷市邦楽協会
11-1-8	演出家		
11-1-9	演芸家		
11-1-10	プロデューサー		
11-1-11	ライブハウス・スタジオ		
12 通信業			
12-1 通信業			
12-1-1	通信業		
12-1-2	郵便業		
12-1-3	郵便局		
12-1-4	放送業		
12-1-5	プロバイダー		
13 教育・研究業			
13-1 教育・研究業			
13-1-1	自動車教習所		
13-1-2	ソフトウェア業		
13-1-3	フィットネスクラブ		
13-1-4	学校教育		
13-1-5	幼稚園		
13-1-6	保育園		
13-1-7	学習塾	守屋トミー	(有)アイデア
13-1-8	学術・文化団体		
13-1-9	市場調査・世論調査・社会調査業		
13-2 宗教			
13-2-1	神道	小林 充	香取神社
13-2-2	仏教	仁多見英一	宗教法人 東漸院
13-2-3	キリスト教		
13-2-4	その他の宗教		
14 保健衛生業			
14-1 医療保健業			
14-1-1	病院	清村 忠雄	南越谷病院
14-1-2	一般診療所		

区分・番号	職業分類	氏名	事業所
14-1-3	歯科診療所		
14-1-4	助産・看護業		
14-1-5	療術業		
14-2 社会福祉施設			
14-2-1	児童福祉事業		
14-2-2	老人福祉・介護事業	福田 悠一	(株)トゥーコムスト
14-2-3	障害者福祉事業		
14-3 その他の保健衛生業			
14-3-1	浴場業		
14-3-2	リラクゼーション業		
15 接客娯楽業			
15-1 ホテル・旅館業			
15-1-1	ホテル・旅館業		
15-2 飲食店			
15-2-1	一般飲食店	平林 照雅	(有)橋本家本店
15-2-2	その他の飲食店	宮本 正行	ジュエル
15-3 その他の接客娯楽業			
15-3-1	ゴルフ場		
15-3-2	遊園地		
15-3-3	結婚式場		
15-3-4	遊戯場		
16 清掃・と畜業			
16-1 清掃・と畜業			
16-1-1	ビルメンテナンス業		
16-1-2	産業廃棄物処理業		
16-1-3	一般廃棄物処理業		
16-1-4	火葬業		
16-1-5	と畜業		

年度別会員所属委員会一覧表

◎：委員長

氏名	大沢 昌太郎	青木 伸翁	小暮 進 勇	清村 忠雄	平野 武志	守屋 トミー
入会年月日	1979. 4. 3	1987. 5. 18	1987. 5. 18	1987. 5. 18	1987. 5. 18	1987. 5. 18
創立年度 創立時～1987.6	幹 事	親 陸 国 奉	親 陸 会 報	会 報 国 奉	S A A 会 報 報	国 奉 親 陸
1年度 1987.7～1988.6	幹 事	親 陸 国 奉	親 陸	会 報 国 奉	S A A 会 報 報	国 奉 親 陸
2年度 1988.7～1989.6	会 報	◎親 陸	◎プログラム	◎財 団 米 山	プログラム	国 奉
3年度 1989.7～1990.6	◎社 奉	会 報 地 区 特 別	S A A	親 陸 地 区 特 別	国 地 区 特 別 奉 報	◎国 奉
4年度 1990.7～1991.6	会長エレクト ◎クラブ奉仕	◎国 奉	◎S A A	会 報	財 米 団 米 山	S A A
5年度 1991.7～1992.6	会 長	会 報 姉 妹 クラ ブ	国 奉	親 陸	出 席 雑 誌	出 席 国 奉
6年度 1992.7～1993.6	情 報	職 奉	◎増 強 プ ロ グ ラ ム	分 類	◎米 山・財 団 国 奉	◎プログラム
7年度 1993.7～1994.6	◎情 報	副 幹 事 出 席・増 強	◎親 陸	◎財 米 団 米 山	◎国 奉	職 奉 米 山
8年度 1994.7～1995.6	◎S A A	幹 事	◎会 報 地 域	◎増 強	◎環 境 協 同	◎雑 誌 環 境
9年度 1995.7～1996.6	◎増 強	会 報 分 類	◎青 少 年 人 間 地 域	親 陸 職 奉	副 幹 事 プ ロ グ ラ ム	国 奉 会 報
10年度 1996.7～1997.6	監 査 行 十 周 年 実 行 (カウ ン セ ラ ー)	◎分 類 親 陸	副 幹 事 親 陸	青 少 年 人 間	幹 事	◎職 奉 親 陸
11年度 1997.7～1998.6	S A A 親 陸 (カウ ン セ ラ ー)	◎社 奉 職 分	幹 事	雑 誌	会 長 エ レ ク ト ◎ ク ラ ブ 奉 仕 分 職	◎米 山 財 団
12年度 1998.7～1999.6	◎米 山 財 団	◎プ ロ グ ラ ム 職 分	◎職 分	増 強 社 奉	会 長	◎会 報
13年度 1999.7～2000.6	◎会 計 親 陸	◎財 団・米 山 増 強	増 強 国 奉	新 世 代・人 間 親 陸	直 前 会 長 報 情	幹 事
14年度 2000.7～2001.6	副 会 長 ◎ ク ラ ブ 奉 仕 II	会 長 エ レ ク ト ◎ ク ラ ブ 奉 仕 I	◎職 分 親 陸・増 強	新 世 代 親 陸	◎親 陸・情 報 15 周 年 準 備	◎マル チ メ デ ィ ア 職 分
15年度 2001.7～2002.6	◎会 場	会 長	◎親 陸 ク ラ ブ 奉 仕 I	雑 誌	◎情 報 報 行 15 周 年 実 行 ク ラ ブ 奉 仕 II	◎職 分 プ ロ グ ラ ム ク ラ ブ 奉 仕 II
16年度 2002.7～2003.6	◎親 陸	直 前 会 長 報 情	会 長 エ レ ク ト ◎ ク ラ ブ 奉 仕 I	親 陸	副 会 長 ◎ ク ラ ブ 奉 仕 II	職 分
17年度 2003.7～2004.6	◎監 査 プ ロ グ ラ ム	◎友 愛 情 報	会 長	雑 誌	◎プ ロ グ ラ ム	◎社 奉 情 報 管 理 (IT)
18年度 2004.7～2005.6	◎会 計	◎情 報 社 奉	直 前 会 長 報 情	職 奉 国 奉	◎財 団・米 山 国 奉	◎国 奉 情 報 管 理 (IT)
19年度 2005.7～2006.6	◎国 奉	◎雑 誌 社 奉	◎財 団・米 山 情 報	雑 誌	◎職 奉 親 陸	◎米 山・財 団 会 報・国 奉
20年度 2006.7～2007.6	◎監 査	副 会 長 情 報 管 理 (IT) 交 流・20 周 年	◎情 報 報 奉 ◎国 報 奉 ◎20 周 年	◎米 山・財 団 会 場 運 営	◎S A A 20 周 年	◎親 陸 交 流
21年度 2007.7～2008.6	◎交 流 増 強	◎広 報 学 友	◎職 奉 会 場 運 営	増 強 学 友	◎会 員 組 織 国 奉	◎学 友 会 場 運 営
22年度 2008.7～2009.6	◎S A A プ ロ グ ラ ム	◎プ ロ グ ラ ム 未 来・社 奉	副 会 長 ◎ ク ラ ブ 運 営	◎会 計 山 米 山	◎職 奉 来 未 来	出 席 国 奉
23年度 2009.7～2010.6	◎広 報 国 奉	◎会 員 組 織 職 奉	◎国 奉 愛 親 陸 友	プ ロ グ ラ ム 職 奉	◎会 計 IT・米 山 広 報 IT	会 場 運 営 国 奉
24年度 2010.7～2011.6	◎会 員 組 織 国 際 交 流	◎会 計 友 学 友	◎広 報 奉 国 奉	親 陸 友 愛 団 財 友 愛 団	◎会 報 IT 国 際 交 流	◎学 友 会 報 IT
25年度 2011.7～2012.6	プ ロ グ ラ ム 国 奉	◎研 修 部 門 イ ン タ ー	S A A 会 報 IT・国 奉	選 考・職 分 社 奉	会 報 IT 奉 国 奉	◎プ ロ グ ラ ム イ ン タ ー
26年度 2012.7～2013.6	会 員 増 強 米 山	◎職 奉 報 情 報	◎会 員 増 強 国 奉	親 陸 奉 社 奉	親 陸 奉 国 奉	未 来 国 奉
27年度 2013.7～2014.6	◎研 修 部 門 国 奉	◎会 員 増 強 情 報・職 奉	未 来 奉 国 奉	会 報 IT 奉 職 奉	会 計・会 員 増 強 職 奉	会 長 エ レ ク ト ◎ 奉 仕 部 門・未 来
28年度 2014.7～2015.6	会 報 IT 奉 社 奉	情 報・出 席 職 奉	◎会 員 増 強 職 奉	プ ロ グ ラ ム イ ン タ ー	未 来 奉 職 奉	会 長

氏名	大沢 昌太郎	青木 伸翁	小暮 進勇	清村 忠雄	平野 武志	守屋 トミー
29年度 2015.7~2016.6	監査 国際	◎研修部門 情報・職奉	プログラム 職奉・SAA	親陸 財団	SAA・出 席奉	直前会 情報・社奉
30年度 2016.7~2017.6	SAA 親陸・職奉	◎未 社来奉	◎国 会員増強	未 米山	監査 未来・国奉	情 国報奉
31年度 2017.7~2018.6	親陸 職奉	◎財 会報IT	会 未来・国奉	未 米山	◎米 会員増強	副会 ◎研修部門・◎情報・職奉
32年度 2018.7~2019.6	未 財来団	◎米 会山場	会 職計奉	未 米山	◎財 会員増強	会 職場奉
33年度 2019.7~2020.6	◎米 プログラム	◎公 社共奉	◎会 員増強部門奉	未 米山	S 国AA奉	親 国陸奉
34年度 2020.7~2021.6	親陸 国奉	◎財 未団来	◎S 職AA奉	プ ロ グ ラ ム 財 団	S 米AA山	会 国場奉
35年度 2021.7~2022.6	未 国来奉	会 公計共	◎職 未奉来	未 財来団	S 国AA奉	公 財共団
36年度 2022.7~2023.6	未 国来奉	未 職来奉	会 青少計年	プ ロ グ ラ ム 青 少 年	未 職来奉	会 米場山
37年度 2023.7~2024.6	未 社来奉	◎プ ロ グ ラ ム 社奉	◎財 勸団誘	会 社場奉	勸 米誘山	未 財来団

氏名	阿部朋博	岡崎愛子	原美光	平林照雅	鈴木裕万	株竹眞次
入会年月日	1990. 7. 1	1991. 1. 31	1992. 10. 22	1992. 12. 3	1993. 2. 4	1993. 5. 13
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6	S A A					
5年度 1991.7～1992.6	プログラム 社奉	親 睦				
6年度 1992.7～1993.6	◎雑誌 会報	社青 少年 奉	親 睦	親 睦	親 睦	親 睦
7年度 1993.7～1994.6	親睦 国会	増会 強報	親睦 国会	親睦 S A A	会報 環境	親睦
8年度 1994.7～1995.6	S A A 青少年 人間	親睦 雑誌	◎出 会席報	◎協 環同境	◎社 奉	親睦 協同
9年度 1995.7～1996.6	◎国 親睦	出地 席域	S A A 青少年 人間	◎親 睦	◎米山・財団・ 協同	◎財 米 団山
10年度 1996.7～1997.6	親 睦	プログラム 財団	◎国 奉	◎米 プログラム	◎プログラム	◎社 国 奉奉
11年度 1997.7～1998.6	◎職 出 奉 席	親睦 会場 運	会場 運 営 奉	会報 国 奉	副幹 出 事 席	会場 運 営
12年度 1998.7～1999.6	国 奉	会報 ◎新世代・人間	親睦 職 奉	親睦 ◎職 奉	幹 事	◎親 睦
13年度 1999.7～2000.6	副幹 国 奉 事 奉	出社 席 奉	環会 境報	◎国 出 奉 席	◎職 分	国会 場 運 営 奉
14年度 2000.7～2001.6	幹 事	プログラム 環 境	副幹 職 奉 事 奉	◎社 奉	◎国 職 奉 分	マルチメディア
15年度 2001.7～2002.6	職 分 国 奉 奉	会場 運 営 奉	幹 事	◎増強・社奉 クラブ奉仕I	会長エレクト ◎クラブ奉仕I	親 睦
16年度 2002.7～2003.6	◎職 国 奉 分 奉	出親 席 睦	◎増 職 分・職 奉 強 奉	副幹 増強・社奉 事 奉	会 長	社 奉
17年度 2003.7～2004.6	◎選考・職分 情報管理(IT)	職 奉	選考・職分 友 愛	幹 事	直前会長 報	職 奉
18年度 2004.7～2005.6	◎情報管理(IT)	国会 奉 場	◎選考・職分 会場・会報	選考・職分 社奉・プログラム	情 報 会 報	友 愛
19年度 2005.7～2006.6	◎親 職 睦 奉	出 席	会長エレクト ◎クラブ奉仕I ◎選考・職分	◎選考・職分 国奉・社奉	◎情 報 奉 職 奉	社 奉
20年度 2006.7～2007.6	◎プログラム 学 友	増親 強 睦	会 長	◎選考・職分 増強・社奉	◎財団・米山 プログラム	副 幹 事
21年度 2007.7～2008.6	◎会 国 報 奉 奉	◎会場 運 営 奉	直前会長 報	会長エレクト ◎奉仕プロ	副 会 長 ◎クラブ運	幹 事
22年度 2008.7～2009.6	増職 強 奉	親睦 友 愛 奉	◎国 情 奉 報	会 長	会 報 交 流	◎インター 選考・職分・財団
23年度 2009.7～2010.6	◎国際交流 親睦友愛	◎米山 親睦友愛	◎プログラム ◎情報・財団	直前会長 ◎インター・情報	◎監 査 友 会 場・学 友	会長エレクト ◎奉仕プロ・選考・職分
24年度 2010.7～2011.6	会長エレクト ◎奉仕プロ・プログラム	◎財 親睦友愛	会報 I T 社 奉	◎情 報 インター	◎プログラム 米 山	会 長 インター
25年度 2011.7～2012.6	会 長	◎出 社 奉	◎会員 増 強 奉	◎25周年 情報・インター	親睦友愛 職 奉	直前会長 ◎インター・情報
26年度 2012.7～2013.6	直前会長 情 報	親睦 職 奉	会計・会員増 強インター	◎研修部門 インター	S A A 会員増強・財団	情報・出 席 奉 国
27年度 2013.7～2014.6	情 報 国 奉	副幹 会報IT・社奉	◎インター 親 睦	副 会 長 未来・インター	プログラム 国 奉	◎プログラム ◎情報・社奉
28年度 2014.7～2015.6	副 会 長 ◎情報・国奉	幹 事	親 睦 インター	S A A 親睦・国奉	親 睦 財 団	親 睦 インター

氏名	阿部朋博	岡崎愛子	原美光	平林照雅	鈴木裕万	株竹眞次
29年度 2015.7~2016.6	◎未 国 来 奉	選 社 考 奉	副 会 長 未 来・インター	会 員 増 強 社 奉	プ ロ グ ラ ム イ ン タ ー	◎国 奉 親 陸
30年度 2016.7~2017.6	プ ロ グ ラ ム 国 奉	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 部 門	◎会 報 I T イ ン タ ー	◎プ ロ グ ラ ム イ ン タ ー	未 財 来 団	副 会 長 ◎研 修 部 門・職 奉
31年度 2017.7~2018.6	◎プ ロ グ ラ ム 社 奉	会 長	会 員 増 強 米 山	◎イ ン タ ー 未 来	会 報 I T 奉 国	◎社 奉 プ ロ グ ラ ム
32年度 2018.7~2019.6	◎未 来 国 奉	直 前 会 長 情 報	会 報 I T 奉 社	監 査・イ ン タ ー 会 員 増 強	会 報 I T 奉 財 団	◎S A A 親 陸・イ ン タ ー
33年度 2019.7~2020.6	◎職 奉 親 陸	副 会 長・オ リ エ ン テ ー シ ョ ン ◎ケ ッ プ 管 理 運 営 部 門	◎財 団 勸 誘	勸 青 少 年 誘 年	未 米 来 山	監 会 査 場
34年度 2020.7~2021.6	会 計 プ ロ グ ラ ム	◎オ リ エ ン テ ー シ ョ ン ◎米 山	監 査 査 米 山	未 職 来 奉	S A A プ ロ グ ラ ム	◎公 共 社 奉
35年度 2021.7~2022.6	◎財 団 プ ロ グ ラ ム	◎勸 誘 国 奉	◎S A A 社 奉	S 青 A 年 少 年	プ ロ グ ラ ム 奉 国	会 場 国 奉
36年度 2022.7~2023.6	監 査 国 奉	S A A 勸 誘	会 青 少 年 場 年	会 職 場 奉 職 奉	職 財 奉 団	プ ロ グ ラ ム 奉 職 奉
37年度 2023.7~2024.6	親 米 陸 山	未 米 来 山	親 国 陸 際	会 国 場 際	公 財 共 団	◎未 来 国 奉

氏名	栗田晴巳	会田皓章	鈴木朝夫	大内一幸	浜野隆浩	秋山坦
入会年月日	1993. 5. 27	1999. 1. 28	2000. 9. 7	2002. 1. 10	2002. 1. 10	2002. 8. 8
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6	親 睦					
7年度 1993.7～1994.6	親 睦					
8年度 1994.7～1995.6	親会 睦報					
9年度 1995.7～1996.6	親 S A A・地 睦域					
10年度 1996.7～1997.6	会 報					
11年度 1997.7～1998.6	職 奉					
12年度 1998.7～1999.6	出環 席境	環 境 保 全 睦				
13年度 1999.7～2000.6	親会 場 運 睦	会 場 運 營 睦				
14年度 2000.7～2001.6	増会 強報	◎会 報 強	親 睦			
15年度 2001.7～2002.6	◎国 奉	◎社 奉	会 会 場 運 報 睦	親 睦	親 睦	
16年度 2002.7～2003.6	◎会 報	職 社 奉 奉	親 会 睦 報	親 出 睦 席	親 社 睦 奉	親 睦
17年度 2003.7～2004.6	副 幹 事	◎国 社 奉 奉	◎職 奉	◎会 増 報 強	◎情報管理(IT) 増 強	友 会 愛 報
18年度 2004.7～2005.6	幹 事	◎友 増 強・社 愛 奉	社 奉・増 強 出 席	◎増 強 奉 社	会 情 報 管 理 (IT) 場	◎職 奉
19年度 2005.7～2006.6	選 考・分 類	情 報 管 理 (IT) 社 奉	◎情 報 管 理 (IT) 会 場 運 營	副 幹 事	◎増 強 報 強 プ ロ グ ラ ム	親 睦 奉 国
20年度 2006.7～2007.6	◎職 奉 財 選 考・職 分	◎会 場 運 營 社 奉	◎増 強	幹 事	◎会 報 親 睦	◎社 奉 20 周 年
21年度 2007.7～2008.6	選 考・職 分 親 睦 友 愛 友 団	副 幹 事 親 睦 友 愛	◎財 親 睦 友 愛 団	選 考・分 類 友 社	社 出 奉 席	◎広 報 I T 交 流
22年度 2008.7～2009.6	親 睦 友 愛 友 学	幹 事 親 睦 友 愛	副 幹 事 親 睦 友 愛・イン ター	選 考・分 類 友 社	◎会 場 奉 社	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 プ ロ
23年度 2009.7～2010.6	◎職 奉 会 員 増 強	選 考・職 分 国 際 交 流・イン ター	幹 事 イン ター	◎選 考・職 分 奉 職	出 社 奉 席	会 長 イン ター
24年度 2010.7～2011.6	◎社 奉 会 報 I T	◎選 考・職 分 社 奉	選 考・職 分 国 際 交 流	◎職 奉 親 睦 友 愛	出 職 奉 席	直 前 会 長 報 情
25年度 2011.7～2012.6	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 部 門・未 来	会 員 増 強 奉 国	◎選 考・職 分 社 奉	◎米 山 会 報 I T	副 幹 事 未 来・財 団	◎職 奉 情 報
26年度 2012.7～2013.6	会 長	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 部 門・プ ロ グ ラ ム	◎出 席 報 I T イン ター	◎未 来 奉 国	幹 事	◎情 報 財 団
27年度 2013.7～2014.6	直 前 会 長 報 情	会 長	会 報 I T イン ター	◎親 睦 奉 職	選 考 奉 社	会 報 I T 奉 職
28年度 2014.7～2015.6	情 報 報 奉 国	直 前 会 長 報 情 報・国 奉	プ ロ グ ラ ム 職 奉	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 部 門・未 来	◎選 考 奉 職	会 計 プ ロ グ ラ ム・職 奉

氏名	栗田晴巳	会田皓章	鈴木朝夫	大内一幸	浜野隆浩	秋山坦	
29年度 2015.7~2016.6	◎情報親陸・インター	◎プログラム情報	出職	席奉		◎選考・出席 国奉・会報IT	◎財団 会報IT
30年度 2016.7~2017.6	親陸奉 国	◎情報奉 社	親職	陸奉	直前会長 情報・米山	◎社奉 プログラム	会計・職奉 プログラム
31年度 2017.7~2018.6	会場山 会米	◎親陸 インター	親社	陸奉	情報奉 社	会長エレクト ◎奉仕部門	S A A 親陸・社奉
32年度 2018.7~2019.6	副会長 ◎研修部門・職奉	◎会員増強 国	親社	陸奉	◎情報奉 社	会長	S A A プログラム・社奉
33年度 2019.7~2020.6	◎プログラム 米山	未社 来奉	未社	来奉	◎未青 来少	直前会長 オリエンテーション	◎S A A 職奉
34年度 2020.7~2021.6	◎未青 来少	副会長 ◎クラブ管理運営	会職	場奉	◎プログラム 財団	◎職奉 オリエンテーション	未米 来山
35年度 2021.7~2022.6	未社 来奉	◎米山 公共	親米	陸山	副会長 ◎クラブ管理運営	◎オリエンテーション ◎青少	監職 查奉
36年度 2022.7~2023.6	出青 少	◎未国 来奉	国財	奉団	◎財公 団共	未米 来山	◎出 プログラム
37年度 2023.7~2024.6	◎米山 公共	プログラム 青少	職奉	未国 来奉	副会長 ◎クラブ管理運営	親陸 国	陸奉

氏名	大野 祐肇	高橋 功	仁多見 英一	小林 賢弘	五十嵐 久幸	富澤 春男
入会年月日	2006. 7. 1	2006. 7. 1	2008. 12. 11	2010. 7. 1	2010. 7. 1	2011. 1. 13
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6	親 睦	親 睦				
21年度 2007.7～2008.6	会場運営 会社	プログラム 社				
22年度 2008.7～2009.6	◎親睦友愛 交流	◎社奉 会	親睦友愛 社			
23年度 2009.7～2010.6	副幹事 ◎会員増強・職奉	プログラム 職	親睦友愛 会報・社			
24年度 2010.7～2011.6	幹事 インター	◎国際交流 親睦友愛	親睦友愛 社	親睦友愛 社	親睦友愛 社	出社 席奉
25年度 2011.7～2012.6	選考・職分 職	親睦友愛 財	会員増強 会米	親睦友愛 職	会員増強 社	出社 席奉
26年度 2012.7～2013.6	◎選考分 職	◎財団 親睦	親睦 職	◎米山 会報IT	副幹事 ◎社奉・会報IT	会報IT 社
27年度 2013.7～2014.6	会員増強 財	親睦 社	親睦 職	◎職奉 親睦	幹事	親睦 国
28年度 2014.7～2015.6	◎研修部門 社	親睦 米	出財 席	◎インター 未	選考 インター	◎会報IT 社

氏名	大野 祐 肇	高 橋 功	仁多見 英一	小 林 賢 弘	五十嵐 久幸	富 澤 春 男
29年度 2015.7~2016.6	会長エレクト ◎奉仕部門・親睦	◎インター 親睦	親睦 陸財	副幹事 親睦・国奉	選考・出席 社奉	親睦 陸奉
30年度 2016.7~2017.6	会 長	◎会員増強 社奉	親睦 インター	幹 事	◎インター 選考	親睦 社奉
31年度 2017.7~2018.6	直前会長 情報	◎未 国奉	会財 場団	選考 社奉	◎会員増強 職奉	会報 I T 職奉
32年度 2018.7~2019.6	◎プログラム 情報・社奉	親睦 国奉	出 席 インター	◎親睦 選考・インター	◎国 親奉睦	会報 I T 職奉
33年度 2019.7~2020.6	◎オリエンテー ション計 会	プログラム 社奉	社 奉 公 共	◎選考 社奉	会長エレクト ◎奉仕プロジェクト 未奉	未 社 来 奉
34年度 2020.7~2021.6	◎会員増強 青少 年	会 職 場 奉	出 席 青少 年	◎国 会 奉 場	会 長	出 職 席 奉
35年度 2021.7~2022.6	◎国 プログラム 奉	出 席 米 山	出 席 社 奉	会長エレクト ◎奉仕プロジェクト	直前会長 オリエンテーション	会 青 少 年
36年度 2022.7~2023.6	副会長・SAA ◎クラブ管理運営	未 青 少 年	公 国 共 奉	会 長	◎プログラム オリエンテーション	出 国 席 奉
37年度 2023.7~2024.6	◎職 奉 未 来	プログラム 職 奉	親 睦 青 少 年	直前会長 オリエンテーション	◎オリエンテー ション 社 奉	親 睦 陸 奉

氏名	佐久間 誠	宮下 智之	山崎 勝己	加藤 盛也	宮本 正行	隅田 敏
入会年月日	2012. 3. 29	2012. 4. 5	2012. 7. 5	2013. 9. 12	2014. 4. 24	(1999. 9. 16) 2014. 9. 25
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						親 睦
14年度 2000.7～2001.6						◎新世代・人間 社 奉・親 睦
15年度 2001.7～2002.6						親 睦 会 報
16年度 2002.7～2003.6						◎米山・財団 プログラム
17年度 2003.7～2004.6						職 奉 会 報
18年度 2004.7～2005.6						職 奉
19年度 2005.7～2006.6						社 奉
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6	親 睦 職 奉	親 睦 職 奉				
26年度 2012.7～2013.6	親 睦 社 奉	親 睦 社 奉	親 睦 社 奉			
27年度 2013.7～2014.6	出 席 社 奉	◎会 報 I T 国 奉	◎出 席 社 奉	親 睦 社 奉	親 睦 社 奉	
28年度 2014.7～2015.6	◎未 国 来 奉	◎職 奉 出 席	◎国 奉 会 報 I T	副 幹 事 ◎出席・財団	親 睦 イ ン タ ー	会 報 I T イ ン タ ー

氏名	佐久間 誠	宮下 智之	山崎 勝己	加藤 盛也	宮本 正行	隅田 敏
29年度 2015.7~2016.6	◎社 奉 親 陸	◎親 陸 国 奉	親 陸 職 奉	幹 事	親 陸 国 奉	◎会 報 I T イ ン タ ー
30年度 2016.7~2017.6	会 報 I T 社 奉	◎出 席 社 奉	副 幹 事 会 員 増 強 ・ 職 奉	◎選 考 社 奉	親 陸 イ ン タ ー	出 席 社 奉
31年度 2017.7~2018.6	副 幹 事 親 陸 ・ 国 奉	◎国 奉 親 陸	幹 事	◎選 考 職 奉	◎会 場 社 奉	◎職 奉 親 陸
32年度 2018.7~2019.6	幹 事	副 幹 事 親 陸 ・ イ ン タ ー	会 長 エ レ ク ト ◎選 考 ・ ◎奉 仕 部 門	◎社 奉 選 考	親 陸 職 奉	◎イ ン タ ー 出 席
33年度 2019.7~2020.6	選 考 職 奉	幹 事	会 長	◎親 陸 国 奉	親 陸 社 奉	◎社 奉 未 来
34年度 2020.7~2021.6	◎青 少 年 選 考	選 考 親 陸	直 前 会 長 オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 プ ロ ジ ェ クト	親 陸 職 奉	副 幹 事 社 奉
35年度 2021.7~2022.6	◎親 陸 国 奉	◎選 考 ◎公 共	◎プ ロ グ ラ ム オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	会 長	親 陸 社 奉	幹 事
36年度 2022.7~2023.6	会 長 エ レ ク ト ◎奉 仕 プ ロ ジ ェ クト	◎選 考 ◎国 奉	◎会 員 増 強 ・ 職 奉 ◎オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	直 前 会 長 ・ ◎勸 誘 オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	◎親 陸 青 少 年	選 考 社 奉
37年度 2023.7~2024.6	会 長	会 計 国 奉	監 査 出 席	◎会 員 増 強 オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	◎公 共 親 陸	S A A 選 考

氏名	大野豊次	田中基章	畔上順平	北林隆一	鈴木二之将	飯山勝司
入会年月日	2015. 7. 23	2015. 7. 23	2017. 1. 19	2017. 5. 11	2018. 8. 23	2018. 10. 11
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	大野豊次	田中基章	畔上順平	北林隆一	鈴木二之将	飯山勝司
29年度 2015.7~2016.6	親社 陸奉	親社 陸奉				
30年度 2016.7~2017.6	◎米出 山席	親社 陸奉	親社 陸奉	親社 陸奉		
31年度 2017.7~2018.6	◎会報 I T 奉社	親社 陸奉	親社 陸奉	プログラム 奉社		
32年度 2018.7~2019.6	◎職親 業陸	会報 I T 奉社	会社 場奉	◎会社 場奉	会報 I T 奉社	会報 I T 奉社
33年度 2019.7~2020.6	◎国親 業陸	副幹 事奉	◎会社 場奉	◎青少 年陸	親青 少 年陸	親職 陸奉
34年度 2020.7~2021.6	会社 場奉	幹 事	◎勸社 誘奉	◎社公 奉共	勸職 誘奉	公国 共奉
35年度 2021.7~2022.6	未職 来奉	選青 少 考年	◎社 プロ グ ラ ム 奉	副社 幹 事奉	公青 少 共年	会職 場奉
36年度 2022.7~2023.6	◎S A A 親 陸	◎社 選 奉考	◎青 少 年 奉社	幹 事	◎公 共 陸親	親青 少 陸年
37年度 2023.7~2024.6	公職 共奉	◎選 青 少 考年	副 幹 事 奉 出 席 ・ 社 奉	会長エレクト ◎奉社プロジェクト選	◎青 少 年 奉 プログラム	◎社 奉 陸 親

氏 名	青 柳 聡	榎 本 裕 希	村 木 龍 男	杉 下 智	中 村 猛	橋 本 政 行
入会年月日	2018. 10. 25	2018. 10. 25	2018. 10. 25	2018. 12. 6	2018. 12. 6	2019. 1. 31
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	青柳 聡	榎本 裕希	村木 龍男	杉下 智	中村 猛	橋本 政行
29年度 2015.7~2016.6						
30年度 2016.7~2017.6						
31年度 2017.7~2018.6						
32年度 2018.7~2019.6	親社 陸奉	親社 陸奉	親社 陸奉	出社 席奉	出社 席奉	親社 陸奉
33年度 2019.7~2020.6	会国 場奉	会社 場奉	親青少 陸年	親職 陸奉	出公 席共	出職 席奉
34年度 2020.7~2021.6	未青少 来年	公青少 共年	未青少 来年	公社 共奉	◎親社 陸奉	親社 陸奉
35年度 2021.7~2022.6	親社 陸奉	親職 陸奉	プログラム 青少 年	◎出職 席奉	◎会員増強 陸奉	◎会社 場奉
36年度 2022.7~2023.6	親国 陸奉	親社 陸奉	親社 陸奉	公職 共奉	◎職出 奉席	副会 幹事 会場・職奉
37年度 2023.7~2024.6	親青少 陸年	出青少 席年	プログラム 青少 年	会職 場奉	◎S A A 社 奉	幹 事

氏名	梶原直樹	小林充	出口昇	石渡毅	飯島昇	栗屋裕二
入会年月日	2019. 7. 4	2020. 7. 2	2020. 8. 20	2020. 11. 26	2021. 7. 15	2021. 11. 18
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6						
18年度 2004.7～2005.6						
19年度 2005.7～2006.6						
20年度 2006.7～2007.6						
21年度 2007.7～2008.6						
22年度 2008.7～2009.6						
23年度 2009.7～2010.6						
24年度 2010.7～2011.6						
25年度 2011.7～2012.6						
26年度 2012.7～2013.6						
27年度 2013.7～2014.6						
28年度 2014.7～2015.6						

氏名	梶原直樹	小林充	出口昇	石渡毅	飯島昇	粟屋裕二
29年度 2015.7~2016.6						
30年度 2016.7~2017.6						
31年度 2017.7~2018.6						
32年度 2018.7~2019.6						
33年度 2019.7~2020.6	親職 陸奉					
34年度 2020.7~2021.6	出国 席奉	親社 陸奉	親社 陸奉	親社 陸奉		
35年度 2021.7~2022.6	親青少 陸奉	会青少 場年	勸職 誘奉	親社 陸奉	会職 場奉	親社 陸奉
36年度 2022.7~2023.6	親社 陸奉	勸社 誘奉	勸社 誘奉	親社 陸奉	親社 陸奉	出社 席奉
37年度 2023.7~2024.6	会社 場奉	◎勸社 誘奉	勸親 誘陸	◎親青少 陸年	会社 場奉	◎国親 奉陸

氏名	永島 つる子	鈴木 一 朗	竹内 達 也	千葉 宏 之	福田 悠 一	川本 賢 哉
入会年月日	2021. 11. 18	2021. 12. 2	2022. 2. 3	(2003. 7. 10) 2022. 8. 4	2022. 11. 10	2023. 5. 11
創立年度 創立時～1987.6						
1年度 1987.7～1988.6						
2年度 1988.7～1989.6						
3年度 1989.7～1990.6						
4年度 1990.7～1991.6						
5年度 1991.7～1992.6						
6年度 1992.7～1993.6						
7年度 1993.7～1994.6						
8年度 1994.7～1995.6						
9年度 1995.7～1996.6						
10年度 1996.7～1997.6						
11年度 1997.7～1998.6						
12年度 1998.7～1999.6						
13年度 1999.7～2000.6						
14年度 2000.7～2001.6						
15年度 2001.7～2002.6						
16年度 2002.7～2003.6						
17年度 2003.7～2004.6				友 愛		
18年度 2004.7～2005.6				会 場 友 愛		
19年度 2005.7～2006.6				会 場 運 営 社 奉		
20年度 2006.7～2007.6				◎職 奉 出 席・親 睦		
21年度 2007.7～2008.6				交 流 親 睦 友 愛		
22年度 2008.7～2009.6				◎出 席 社 奉		
23年度 2009.7～2010.6				◎会 場 運 営 職 奉・親 睦 友 愛		
24年度 2010.7～2011.6				親 睦 友 愛 社 奉		
25年度 2011.7～2012.6				職 奉 プ ロ グ ラ ム		
26年度 2012.7～2013.6				会 報 I T 職 奉		
27年度 2013.7～2014.6				親 睦 イ ン タ ー		
28年度 2014.7～2015.6				親 睦 国 奉		

氏名	永島 つる子	鈴木 一朗	竹内 達也	千葉 宏之	福田 悠一	川本 賢哉
29年度 2015.7~2016.6				会 員 増 強 イ ン ター		
30年度 2016.7~2017.6				◎職 奉 出 席		
31年度 2017.7~2018.6				未 来 イ ン ター		
32年度 2018.7~2019.6				プ ロ グ ラ ム 国 奉		
33年度 2019.7~2020.6				親 陸 職 奉		
34年度 2020.7~2021.6				プ ロ グ ラ ム 社 奉		
35年度 2021.7~2022.6	親 陸 社 奉	出 席 職 奉	会 親 場 親 陸			
36年度 2022.7~2023.6	会 社	親 場 社 奉	親 陸 社 奉	会 社	親 陸 公 共	会 財 場 財 団
37年度 2023.7~2024.6	出 席 職 奉	◎出 席 公 共	◎ 会 場 職 奉	プ ロ グ ラ ム 社 奉	出 席 職 奉	親 陸 職 奉

越谷東ロータリークラブ

定款・細則・慶弔規定

奨学学友会 (Friends) 会則
理事及び役員 of 選挙手続き

越谷東ロータリークラブ
定款・細則
奨学学友会(Friends)会則・慶弔規定
役員及び理事の選挙手続き

越谷東ロータリークラブ定款

第1条	定	義	147		
第2条	名	称	147		
第3条	クラブの	目的	147		
第4条	クラブの	所在地域	147		
第5条	目	的	147		
第6条	五大奉仕	部門	147		
第7条	会	合	148		
第8条	会	員	身分	148	
第9条	クラブの	会員構成	149		
第10条	出	席	149		
第11条	理事および	役員および	委員会	151	
第12条	会	費	152		
第13条	会員身分の	存続	152		
第14条	地域社会、	国家、および	国際問題	154	
第15条	ロータリーの	雑誌	154		
第16条	ロータリーの	目的の受諾と	定款・細則の	順守	155
第17条	仲裁および	調停	155		
第18条	細	則	155		
第19条	改	正	155		
越谷東ロータリークラブ	細則	157			
越谷東ロータリークラブ	奨学学友会(Friends)	会則	172		
越谷東ロータリークラブ	慶弔規定	173			
役員及び理事の	選挙手続き	174			

越谷東ロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ
(該当する場合)：潜在的クラブ。その会員は
いずれかのクラブの会員で
もある。
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。
通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、越谷東ロータリークラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
 - (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
 - (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
 - (d) ロータリー財団を支援すること
 - (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること
- (※訳注：「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

埼玉県越谷市。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節－例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、

例会を取りやめることができる。

- (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合
- 理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
 - (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節－年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節－理事会の会合。理事会のすべての会合後30

日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節－全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高

潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節－種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節－正会員。RI定款第4条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節－衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節－二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節－名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節－例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節－一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節－多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節－一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加すべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならない、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセン

トに出席すること。

- (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
- (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
- (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI理事会またはRI会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節－遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節－その他のロータリー活動による欠席。 欠席

のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第1(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節－RI役員の欠席。 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節－出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節－出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節－例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節－管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節－権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節－理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節－役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ

役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節－役員選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 - 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 終結 - 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加して

いるか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節－終結－その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて

回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節－会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節－理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節－退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節－資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる

資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節－一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に行われるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節－適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における

公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節－支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節－政治的テーマの禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節－ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節－購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節－購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と

定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節－意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節－調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節－調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者

が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節－仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節－仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達しなかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節－改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節－第2条と第4条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出さ

れた改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

越谷東ロータリークラブ細則

第1条 定義

本細則上、次の各号に掲げる用語の意味は、次のとおりとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員を除く本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間
6. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。
通信手段は問わない。

第2条 理事会

本クラブの管理主体である理事会は、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会場監督、会計、これに直前会長と細則に基づいて選挙された理事により構成されるものとする。

但し、選挙される理事の数は9名以内とし、役職の兼任を妨げないものとする。

- (a) 会長、副会長、会長エレクト、幹事、直前会長、会場監督、会計は理事に就任する。
- (b) 会員増強部門委員長、クラブ管理運営部門委員長、プログラム委員長、親睦友愛委員長、奉仕プロジェクト部門委員長、職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、青少年奉仕委員長は理事に就任する。

第3条 理事及び役員の選挙

第1節 候補者の指名

- (a) 年次総会の2ヶ月前の例会において、議長（現会長）は、現会長及び直近4代の会長で構成される指名委員会の開催を通告する。指名委員会の委員長には、現会長が就任する。指名委員会は、次次年度会長を指名し、年次総会1ヶ月前の例会において、その氏名を発表する。
- (b) 年次総会の1ヶ月前の例会において、議長は、会長エレクトに対して、次年度副会長、幹事、会計、会場監督及び他の9名の理事候補者の指名を要請する。会長エレクトは、各役職ごとに候補者を指名し、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表する。

第2節 選挙方法

指名委員会及び会長エレクトより指名を受けた候補者は、定足数を満たす会員が出席した年次総会において、各役職ごとに出席会員の口頭による採決に付せられ、その過半数の賛成が得られた候補者をもって当選者とする。

第3節 理事及び役員の就任

- (a) 当選した次次年度会長は、次年度理事会メンバーを務め、次次年度に会長に就任する。
- (b) 会長エレクト及び、当選した次年度副会長、次年度幹事、次年度会計、次年度会場監督、及び9名の理事は、役員エレクト及び理事エレクトとなり、次年度に各役職に就任する。

第4節 欠員の補充

- (a) 会長、会長エレクトが欠けたときは、指名委員会が候補者を再指名し、定足数を満たす会員が出席した任意の例会において、その候補者を選挙する。
- (b) 会長及び会長エレクト以外の役員又は理事が欠けたときは、会長が候補者を再指名し、理事会の承認を得て、補充する。
- (c) 会長エレクト以外の役員エレクト又は理事エレクトが欠けたときは、会長エレクトが候補者を指名し、被選理事会の承認を得て、補充する。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合（年次総会、例会及び理事会）の議長としての任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 直前会長

直前会長は、理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって付託された任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第3節 会長エレクト

会長エレクトは、奉仕プロジェクト部門委員長としての任務、会長又は理事会によって付託された任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第4節 副会長

副会長は、会長不在のときの本クラブの会合の議長としての任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第5節 幹事

幹事は、次の各号に掲げる任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

1. 会員の記録を整理保管すること。
2. 本クラブの会合（年次総会、例会及び理事会）の開催通知を発送し、これらの会合の出席を記録し、議事録を作成保管すること。
3. RIに対し、毎年1月1日及び7月1日現在の半期会員報告、その7月1日又は1月1日より後に入会した正会員の10月1日及び4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月最終例会日後15日以内に地区ガバナーに対して行うべきクラブ例会の月次出

席報告を含む、諸種の義務報告をすること。

第6節 会計

会計は、本クラブの資金をすべて管理保管し、毎年1回及び理事会の要求があったときその説明をする任務、その他通常その職に付随する任務を行う。会計が退任するときは、保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者若しくは会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督

会場監督は、例会場の秩序と品格を保持する任務、その他通常その職に付随する任務を行う。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は、毎年12月の例会日に開催する。年次総会においては、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表し、細則第3条第2節に基づき、次次年度会長、次年度役員及び理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

- (a) 本クラブの例会は、毎週木曜日12時30分に開催する。
- (b) 例会の日時、場所の変更又は例会の取消し（年4回まで）をする場合は、全会員に対し事前に然るべき通知をしなければならない。
- (c) 本クラブの会員は、例会の当日、その出席若しくは欠席が記録される。ただし、出席率の計算方法はR Iの指示によるものとし、指示は別紙参照とする。
- (d) 出席と記録されるのは、会員が本クラブ定款第10条第1節ないし第4節により出席したとみなされる場合（例示：本クラブ又は他のロータリークラブにおいて、例会に充当された時間の60%以上出席していたことが実証される場合）に限られる。
- (e) クラブ定款の規定にかかわらず、会員は、例会を欠席する（した）場合、例会の前後14日以内にメイクアップしなければならない。

第3節 理事会

- (a) 本クラブの定例理事会は、毎月第1例会日に開催するのを例とする。
- (b) 臨時理事会は、会長又は2名以上理事会メンバーが必要ありと認めたとき召集するものとする。ただし、召集前に然るべき通知をしなければならない。

第4節 本クラブ会合の定足数

- (a) 年次総会及び例会の定足数は、会員数の3分の1とする。
- (b) 理事会の定足数は、理事会メンバーの過半数とする。

第6条 入会金、会費及び特別負担金

第1節 入会金

入会金は40,000円とし、当選に先んじて第12条の規定に従って納入すべきものとする。ただし、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第2節 会費

会費は、年額300,000円とし、これを毎年2回、7月1日及び1月1日に各々その半額を納入しなければならない。なお、会費の納入額のうち一部を、「スマイル特別会計5,000円」、国際ロータリー第2770地区に納入する「ロータリーの友誌の購読料」「ロータリー財団50ドル」「周年基金積立金10,000円」「米山普通寄付金5,000円」に充当する。

第3節 特別負担金

登録料特別負担金、交換留学生特別負担金の徴収は、理事会で決定し、毎年2回、7月1日及び1月1日に本クラブ会費と共に納入しなければならない。その他の特別負担金の徴収は、理事会で決定し、決められた時期に納入するものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決によって議決する。なお、理事会は、特定の決議案について、口頭による採決に代えて投票により議決することを決定することが出来る。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。会員並びに本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 部門、委員会

(a) 部門、委員会

本クラブは、会員基盤の充実を基礎として、会員の奉仕の心の育成と奉仕の実践を増進するため、次の部門と委員会を置く。

会員増強部門

- (1) 勧誘委員会
- (2) 会員選考維持委員会
- (3) オリエンテーション・教育委員会

クラブ管理運営部門

- (1) 未来委員会
- (2) プログラム委員会
- (3) 親睦友愛委員会
- (4) 出席委員会
- (5) 会場運営委員会

奉仕プロジェクト部門

- (1) 職業奉仕委員会
- (2) 社会奉仕委員会
- (3) 国際奉仕委員会
- (4) 青少年奉仕委員会

委員会

- (1) 公共イメージ委員会
- (2) ロータリー財団委員会
- (3) 米山記念奨学委員会
- (b) 会長の特典

会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つ。

(c) 委員会活動

本クラブのすべての委員会は、細則によって付託された任務、これに加えて会長又は理事会が付託した任務を行うものとする。ただし、理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、理事会の承認を得るまでは、その任務に着手してはならない。

(d) 二委員会所属

会員は、本節(a)により置かれた、合わせて二つの委員会に所属するものとする。但し、会長・幹事・会長エレクトを除く。

(e) 継続的事業

会長エレクト、会長および直前会長は、理事会で複数年間の継続事業とする承認を受けた特定の委員会事業について、その事業の継続と計画の引き継ぎを確実にするため、相互に協力し合わなければならない。またその一貫性をより確実にするため、その委員会の委員の1名以上を複数年間に渡って留任させることができる。

第2節 会員増強部門

(a) 任務

この部門は、クラブの未来を考え、会員候補者を積極的に理事会へ推薦すると共に、新入会員の育成及び、会員の退会防止策を包括的に考案、実施する。

(b) 構成

会員増強部門の委員長は、会長が任命する。この部門は、会員増強部門の特定分野を担当するすべての委員会の委員長をもって構成する。

(c) 特定分野担当

本クラブは、会員増強部門に係る特定分野を担当する次の委員会を置く。

(1) 勧誘委員会

この委員会は、絶えず職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するため、会員の多様化及び女性会員の増強。又若い会員の増強をクラブに奨励する。

(2) 会員選考維持委員会

この委員会は、会員候補者として推薦された者について、職業分類と会員資格を情報収集、調査し、理事会に報告しなければならない。また、有効な退会防止策を包括的に考案、実施する。さらに、この委員会は、毎年度できるだけ早く地元の地域社会の職業分類調査を行い、充填、未充填の職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、現会員の有する職業分類を見直すことができる。ただし、見直し決定には、理事会の承認を得なければならない。

(3) オリエンテーション・教育委員会

この委員会は、ロータリーの友誌などを使用して、会員に奉仕の心、奉仕の実践に関する情報を提供すると共に、すべての会員を対象とするロータリー研修会を年2回行う。また会員候補者に対しロータリークラブの会員の特典と責務に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを実施する。さらに、公共イメージ委員会に対し一般向けのロータリー情報を提供する。

第3節 クラブ管理運営部門

(a) 任務

この部門は、五大奉仕部門のうちの「クラブ奉仕部門」であり、親睦のうちに、クラブ内部に関する委員会活動を行い、クラブの各種機能を充実させるとともに、会員一人ひとりが自己を高め「奉仕の心を育成する」ことに関する包括的な立案と実施を任務とする。

(b) 構成

クラブ管理運営部門の委員長は、会長が任命する。この部門は、クラブ管理運営部門の特定分野を担当するすべての委員会の委員長をもって構成する。

(c) 特定分野担当

本クラブは、クラブ管理運営部門に係る特定分野を担当する次の委員会を置く。

(1) 未来委員会

この委員会は、クラブの発展のため、会員の研修方法の研究と提案をするものとし、研究、提案、検討に当たっては、ひろく会員の意見を聞き、その意見を反映するよう努めるものとする。

(2) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のプログラムを準備、手配する。

(3) 親睦友愛委員会

この委員会は、親睦と奉仕は車の両輪の関係にあるとの理念の下、クラブ例会を会員同士が真の友情を結ぶ最良の場とするよう努めると共に、会員間の交流と友誼を増進させるための諸事業を企画し、会員にその諸事業への参加を奨励し、これを実施する。

(4) 出席委員会

この委員会は、本クラブ例会への出席率を高め、例会に出席できない場合のメイクアップを積極的に奨励する。また、原因となる諸事情を調査し、可能な限りこれを除去するよう努める。

(5) 会場運営委員会

この委員会は、例会、その他の会場の設営と司会進行を行う。

第4節 奉仕プロジェクト部門

(a) 任務

この部門は、ロータリーに求められる地元の地域社会及び国際社会における職業上、人道、教育上の各種ニーズに応える活動の企画と奉仕の実践を任務とする。

(b) 構成

奉仕プロジェクト部門の委員長は、会長エレクトを充てるものとする。この部門は、奉仕プロジェクト部門の特定分野を担当するすべての委員会の委員長をもって構成する。

(c) 特定分野担当

本クラブは、奉仕プロジェクト部門に係る特定分野を担当する次の委員会を置く。

(1) 職業奉仕委員会

この委員会は、職業奉仕理念の情報を提供すると共に、本クラブ会員がその職業における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における倫理水準をより一層引き上げるうに役立つような方策を考案、実施する。

(2) 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、地元の地域社会、次世代を担う青少年に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案、実施する。

(3) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員並びに本クラブが、国際奉仕に関する事項においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案、実施する。また、姉妹クラブとの交流を深めるため相互の連絡、調整を行い、これに加え新しい交流先を模索する。

(4) 青少年奉仕委員会

この委員会は、埼玉県立越谷東高等学校インターアクト・クラブを提唱クラブとして、本クラブの会員並びに本クラブが、次世代を担う地元の青少年、インターアクトクラブに対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と支援をして行く。青少年交換留学生在が目的を円滑に達成するために、学校関係、ホスト・ファミリー関係等を支援する。本クラブに関係した、元青少年交換留学生、元米山奨学生、元財団奨学生等のネットワーク作りをし、世界的親交を深め、国際親善と平和に貢献すると共に、明日のロータリアンとしての会員増強に努める。

第5節 委員会

下記の3委員会は、どの部門にも属さない委員会である。

(1) 公共イメージ委員会

この委員会は、広く一般に本クラブの奉仕の実践とロータリーの目的、その歴史等について、適切な宣伝を行う方策を考案、実施する。またこの委員会は、クラブ週報の刊行を通じて、会員のロータリーへの関心を促し、出席率の向上と親睦の増進に寄与するため、前回の例会の重要事項を報告し次回の例会の重要プログラムを予告する。全会員の奉仕活動に関するニュースをロータリーの友誌などに投稿するよう努める。またこの委員会はIT及びSNSを利用し地区、クラブ等の情報をすべて管理し、これを速やかに関係各会員等へ伝達するものとする。

(2) ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付と財団プログラムへの参加を通じ、ロータリー財団を支援する。

(3) 米山記念奨学委員会

この委員会は、資金的寄付を通じ、日本ロータリーの創立者米山梅吉翁の遺徳を継承するロータリー米山記念奨学会を支援する。

第6節 非常任委員会

会長は、必要ありと認めるときは、理事会の承認を得て、クラブ奉仕、社会奉仕、職業奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の特定分野を行わせるため、一定期間に限り、非常任委員会を設置することができるものとする。この場合は、細則の改正は必要ではなく、また年度計画書に掲載する本クラブ組織図にそれを組み入れなくても差し支えない。

第10条 出席義務の免除

会員は、本クラブ定款第10条第5節による出席義務規定の適用免除を受けようとするときは、理事会に対して、正当かつ十分な理由を具した書面をもって申請しなければならない。当該会員は、理事会の承認が得られたとき、その出席義務規定の適用が免除され、定款第10条第5節(a)に定める事由による場合は一定期間に限り、定款第10条第5節(b)に定める事由による場合は期間の定めなく本クラブの例会出席を免除される。

第11条 財 務

第1節 会計

会計は、本クラブの資金をすべて理事会が指定した金融機関に預金しなければならない。

第2節 支払・監査

本クラブ宛の請求書に対する支払いはすべて、役員1名が署名した出金伝票に基づき行うものとする。本クラブのすべての会計事務は、毎年1回、理事会が任命した会計監査によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とする。会費徴収のために、これを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に

分けることとする。R Iに対する人頭分担金とロータリーの友購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日現在の本クラブの会員数に基づいて行う。

第4節 収支予算

理事会は会計年度の初めに、会長にその年度の収支の予算を作成せしめなければならない。理事会によって承認された収支予算は、各費目ごとにその支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第5節 スマイルの使用範囲

スマイル積立金は、積み立てた年度より後の年度にその全額を繰り越すものとし、社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、国際奉仕委員会及び青少年奉仕委員会の事業（会員が受益者とならないものに限る）のみに使用する。

第12条 会員選挙の方法

第1節 正会員

(a) 推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、本クラブの幹事を通じ、書面をもって理事会に提出されるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、しばらくこれを秘密にしておかなければならない。

(b) 調査

理事会は、会員選考維持委員会に対し、被推薦者が本クラブ定款の職業分類と会員資格の要件をすべて満たしているかどうかを調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(c) 推薦承認

理事会は、会員選考維持委員会の報告を審査の上、本節(a)の理事会に提出された日より31日以内にその承認又は不承認を決定し、これを幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。

(d) 入会申込み

理事会がその推薦を承認したときは、推薦者は、オリエンテーション・教育委員会委員1名または数名と共に、被推薦者に対しロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

(e) 発表・当選

その発表後7日以内に、会員から理事会に対して理由を付記した書面による異議の申し立てがなかった場合は、被推薦者は、細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対して異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例又は臨時の理事会において、当該被推薦者の入会について審議し、採決を行うものとする。その理事会において、出

席した理事全員の賛成が得られたときは、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

(f) 入会式・支援

選挙後、会長は、新会員の入会式を行い、幹事は、新会員に対し会員証を発行し、R I に対し新会員の四半期会員報告をしなければならない。オリエンテーション・教育委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、新会員がクラブに溶け込めるよう支援するため、その担当会員1名を指名するものとする。

第2節 名誉会員

名誉会員の特性に反しない範囲で、本条第1節を準用する。

第3節 反社会的勢力の排除

(a) 会員候補者は、本クラブに対し、会員申込書提出時において、自身が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及びこれらの反社会的勢力に關与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当及び關与しないことを確約する。

(b) 前項の表明及び確約は書面をもって行う。

(c) 会員候補者は、本クラブが第1項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、本クラブの求めに応じてその調査に協力し、これに必要と本クラブが判断する資料を提出しなければならない。

(d) 会員が反社会的勢力に該当ないし關与することが判明した場合、会員資格条件に欠けたものとみなし、当該会員の身分は自動的に終結するものとする。

(e) 会員は、本クラブが前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、本クラブの求めに応じてその調査に協力し、これに必要と本クラブが判断する資料を提出しなければならない。

第13条 決議

本クラブ又は会員を拘束するすべての議事は、理事会において審議された後でなければ、本クラブの会合で審議することはできない。もし、係る議事が本クラブの会合で提起されたときは、討議に付することなく、これを理事会に付託しなければならない。

第14条 例会の順序

開会点鐘

ビジター・ゲストの紹介

会長の時間

幹事報告

委員会報告

審議未終了事項

新規議事

卓話又はその他のプログラム

スマイル・ボックスの報告

出席報告

閉会点鐘

第 15 条 改正

細則は、定足数を満たす会員が出席した任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。ただし、細則を改正するには、各会員に対し、当該例会の少なくとも7日前までに改正案を示した書面が交付されていなければならない。なお、改正は、本クラブの定款及びR Iの定款・細則に違背してはならない。

附則 1 (2006 年 12 月 13 日全部改正)

本細則は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

附則 2 (2009 年 6 月 12 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 9 条 委員会

第 3 節 広報委員会

(3)未来委員会の一部

(2) 同条

第 5 節 奉仕プロジェクト委員会

(2)社会奉仕新世代委員会の一部

本改正条項は、2009 年 7 月 1 日から施行する。

附則 3 (2010 年 3 月 18 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 9 条 委員会

第 3 節 広報委員会 (c)特定分野担当

(2) (1)広報 I T 委員会を削除し、第 4 節クラブ運営委員会(4)会報委員会に統合、委員会名称を(4)会報 I T 委員会とし本文を一部見直した。また(2)ロータリー情報雑誌委員会、(3)未来委員会を繰り上げる。(2)ロータリー情報雑誌委員会の条文にある広報 I T 委員会を会報 I T 委員会に改正

(3) 同条

第 4 節 クラブ運営委員会(c)特定分野担当(2)親睦友愛委員会(5)会場運営委員会の役務を統合、(5)会場運営委員会を削除する。

本改正条項は、2010 年 7 月 1 日から施行する。

附則 4 (2010 年 12 月 2 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 2 条 理事会 一部変更

(2) 第 2 条 理事会 (b) 一部変更

(3) 第 3 条 第 1 節 (b) 一部変更

(4) 第 3 条 第 3 節 (b) 一部変更

- (5) 第4条 第2節 一部変更
- (6) 第4条 第3節 一部削除
- (7) 第5条 第2節 (c) 一部変更
- (8) 第8条 一部変更
- (9) 第9条 第1節 変更
- (10) 第9条 第1節 (a) 変更
- (11) 第9条 第1節 (a) 研修部門(1)~(3)変更
- (12) 第9条 第1節 (a) 研修部門(4)~(8)追加
- (13) 第9条 第1節 (a) 奉仕部門(4)削除
- (14) 第9条 第1節 (a) 奉仕部門(1)~(6)追加
- (15) 第9条 第1節 (d) 一部変更
- (16) 第9条 第2節 変更
- (17) 第9条 第2節 (a) 変更
- (18) 第9条 第2節 (b) 一部変更
- (19) 第9条 第2節 (c) 一部変更
- (20) 第9条 第2節 (2) 一部変更
- (21) 第9条 第3節 削除
- (22) 第9条 第3節 (a)(b)(c) 削除
- (23) 第9条 第3節 (1) 一部変更
- (24) 第9条 第3節 (2) 一部変更
- (25) 第9条 第4節 削除
- (26) 第9条 第4節 (a)(b)(c) 削除
- (27) 第9条 第4節 (1) 一部変更
- (28) 第9条 第4節 (2) 一部変更
- (29) 第9条 第4節 (3) 一部変更
- (30) 第9条 第4節 (4) 一部変更
- (31) 第9条 第5節 一部変更
- (32) 第9条 第5節 (a) 一部変更
- (33) 第9条 第5節 (b) 一部変更
- (34) 第9条 第5節 (c) 一部変更
- (35) 第9条 第5節 (2) 一部変更
- (36) 第9条 第5節 (3) 一部変更
- (37) 第9条 第5節 (4) 追加
- (38) 第9条 第5節 (4) 一部変更
- (39) 第9条 第5節 (5) 一部変更
- (40) 第9条 第6節 一部変更
- (41) 第10条 一部変更
- (42) 第15条 一部変更

本改正条項は、2011年7月1日から施行する。

附則 5 (2011 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 3 条 第 3 節 (b) 一部変更

(2) 第 4 条 第 2 節 追加

本改正条項は、2011 年 7 月 1 日から施行する。

附則 6 (2012 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 3 条 第 1 節 (a) 一部変更

(2) 第 9 条 第 3 節 (c) 一部変更

本改正条項は、2012 年 7 月 1 日から施行する。

附則 7 (2014 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 2 条 一部変更

(2) 第 6 条 第 2 節 一部変更

(3) 第 9 条 第 1 節 (a) 一部変更

(4) 第 9 条 第 3 節 (c) 一部変更

本改正条項は、2014 年 7 月 1 日から施行する。

附則 8 (2016 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 2 条 一部変更

(2) 第 6 条 第 2 節 一部変更

本改正条項は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

附則 9 (2017 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 6 条 第 2 節 一部変更

(2) 第 9 条 第 1 節 一部変更

本改正条項は、2017 年 7 月 1 日から施行する。

附則 10 (2018 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 6 条 第 1 節 一部変更

本改正条項は、2018 年 7 月 1 日から施行する。

附則 11 (2019 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 1 条 一部変更

(2) 第 2 条 (a)(b) 一部変更除

(3) 第 2 条 (c) 削除

(4) 第 6 条 第 2 節 変更

(5) 第 9 条 第 1 節 (a)(d) 一部変更

(6) 第 9 条 第 2 節 追加・変更

(7) 第 9 条 第 3 節 変更

定款については、2016 年度版を掲載。

本改正条項は、2019 年 7 月 1 日から施行する。

附則 12 (2020 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 5 条 第 2 節 (e) 追加

(2) 第 12 条 第 1 節 (b)(c)(d) 一部変更

(3) 第 12 条 第 3 節 追加

定款については、2019 年度版を掲載。
本改正条項は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

附則 13 (2020 年 11 月 26 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 5 条第 1 節の一部変更

本改正条項は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

附則 14 (2021 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 1 条に 6 項を追加

(2) 第 3 条 第 3 節の標題の一部変更

(3) 第 3 条 第 3 節の一部変更

(4) 第 5 条 第 2 節 (d) の一部変更

(5) 第 5 条 第 3 節 (b) の一部変更

(6) 第 6 条 第 1 節の一部変更

(7) 第 6 条 第 2 節の一部変更

(8) 第 9 条 第 1 節 (a) に一部追加

(9) 第 9 条 第 2 節 (a) に一部追加

(10) 第 9 条 第 4 節 (c) (4) に一部追加

(11) 第 10 条の一部変更追加

本改正条項は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

附則 15 (2023 年 6 月 30 日次の条項の一部を改正する)

(1) 第 6 条 第 1 節の一部変更

本改正条項は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

出席率の計算式

$$\frac{\text{当日出席した正会員数}}{(\text{全正会員数}) - (\text{当日欠席した免除適用を受けた正会員数})} \times 100$$

出席計算例

全正会員数：50名

- ・出席免除の適用を受けていない正会員数：49名
- ・定款第10条第4節、第5節(a)、(b)の何れかの出席免除の適用を受けた正会員数：1名

1) 出席免除の適用を受けた会員を含めて50名全員が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{50}{50} \times 100 = 100\%$$

2) 出席免除の適用を受けた会員1名が欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50-1} \times 100 = 100\%$$

3) 出席免除の適用を受けていない会員が1名欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50} \times 100 = 98\%$$

4) 免除会員と免除適用を受けていない会員が1名ずつ欠席し、その他48名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{48}{50-1} \times 100 = 97.9\%$$

(2020年6月15日更新)

越谷東ロータリークラブ奨学学友会 (Friends) 会則

第1条 名称

越谷東ロータリークラブの定めるところにより結成された本会の名称は、越谷東RC奨学学友会(Friends)とする。

第2条 目的

Friendsは、自己の体験に基づき、次のことを目的とする。

- A) 本クラブの米山・財団・交換留学生に関し、本プログラム関係者の質問に答え、または意見を具申すること。
- B) 本クラブの送り出し学生にアドバイスを与え、その相談に応ずること。
- C) 本クラブの受け入れ学生に適切な助言をし、その相談に応ずること。進んで受け入れ学生の滞在が最も効果的であるよう援助を与えること。
- D) 会員相互間の親睦・情報交換をはかること。
- E) ロータリーの方針に則り、活発な活動をする事。
- F) 世界的親交を深め、国際親善と平和に貢献できるよう努力すること。

第3条 会員資格と義務

Friendsは越谷東RCによって受け入れ、又は海外へ送り出されたもの、青少年交換プログラムによる受け入れ学生のジュニアカウンセラーを会員として組織する。入会については、会員資格を満たすことにより自動的に、退会は適正な会員資格者、本クラブ会員による総会出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

- A) 越谷東RCの依頼に応える。
- B) 総会及び行事に参加する。

第4条 総会および会合

Friendsは、毎年6月の越谷東ロータリークラブ最終例会日に総会を開く。また、必要に応じて臨時総会および会合を開くことができる。

第5条 役員および役員会

Friendsは会長1名、副会長1名、幹事1名、書記1名、ML管理者1名

第6条 役員および役員会の任務

- 1. 会長→Friendsの全ての会合、行事を管轄する。
- 2. 副会長→会長の補佐、および委員長不在の場合、委員長を代行する。
- 3. 幹事→総会、行事の企画運営をする。
- 4. 書記→議事録、次第、報告書など文面の作成をする。
- 5. ML管理者→ML管理と連絡を管轄する。

第7条 役員の改選

- 1. 役員の改選は、毎年4月30日以前に行われ、選出された役員は6月最終例会に就任する。
- 2. 改選は出席のFriendsの会員と、越谷東RCの会員で、総会出席者の過半数の投票を得たものが選ばれる。

第8条 会費

第一回総会にて決定される。

第9条 改正

本会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得、さらに越谷東RCの承認を得た場合に成立する。

2012～2013年度 役員一覧

会長：松岡 豪、副会長：島根晴紀、幹事：関根美千代
委員：栗田泰徳・阿部 雅・鹿田侑利・高山扶美子・泉 啓

役員及び理事の選挙手続き

越谷東ロータリー・クラブ細則第3条第1節及び第2節により、指名委員会を開催し、次年度エレクト候補者を選任する。

更に、現会長エレクトに対して次年度役員・理事の指名を要請する。

12月の年次総会までの日程は次のとおりです。

- 10月の例会
 - (1) 会長は、指名委員会の開催を通告する。

- 11月の例会
 - (1) 指名委員会の委員長（会長）は、次年度エレクト候補者の氏名を発表。
 - (2) 会長は、会長エレクトに、役員・理事の指名を要請。

- 12月の年次総会の1週間前
 - (1) 会長エレクトは、役員・理事候補者の氏名を発表。

- 12月の年次総会
 - (1) 発表された候補者につき、採決。
 - (2) 採決後、1週間以内に（当クラブでは採決直後）被選理事会を開催。
会長エレクトは、担当役員・理事を指名。

地区ガバナーノミニー	地区ガバナーエレクト 岡村 睦美 川口	地区ガバナー 梨本 松男
		副ガバナー 細淵 雅邦

諮問委員会											
坂巻 幸次	越谷	田中 作次	八潮	高窪 昭雄	浦和	久世 晴雅	大宮中央	高浜 彰男			
吉田 豊治	越谷南	津田 健三	鴻巣水曜	関口 博正	杉戸	田村 亮夫	川口モーニング	北 清治			
森田 武司	大宮北東	中村 靖治	吉川	岩淵 均	浦和	大塚 信郎	上尾	井橋 吉一			
三國 明	春日部西	田中徳兵衛	川口	渡邊 和良	浦和北	井原 寛	さいたま新都心	浅水 尚伸			
大貫 等	上尾西	中川 高志	大宮	小林 操	越谷北	中里 公造	川口モーニング	松本 輝夫			
細淵 雅邦	浦和										

業績顕彰委員会										
◎ 浅水 尚伸	越谷南	大貫 等	上尾西	中川 高志	大宮	小林 操	越谷北	中里 公造		
松本 輝夫	さいたま中央	細淵 雅邦	浦和							

指名委員会										
◎ 小林 操	越谷北	中川 高志	大宮	中里 公造	川口モーニング	松本 輝夫	さいたま中央	細淵 雅邦		

研修・RLI委員会		
研修委員長・RLI委員長・P.G.	中川 高志	大宮
P.G.	小林 操	越谷北
P.G.	中里 公造	川口モーニング
P.G.	松本 輝夫	さいたま中央
P.G.	細淵 雅邦	浦和

ロータリーの友地区代表委員	
坂巻 邦夫	越谷

ロータリー財団監査委員会		
◎P.G.	井原 寛	さいたま新都心
	中澤 伸浩	越谷北
	隅内 道三	川口東

2023年地区研修・協議会ホスト	
久喜ロータリークラブ	

地区大会記念ゴルフ大会ホスト	
蓮田ロータリークラブ	

地区大会		
委員長	高浜 彰男	幸手
実行委員長	宮澤 実	幸手
大会幹事	渡辺 光浩	幸手

危機管理委員長		
◎P.G.	細淵 雅邦	浦和
別途名簿あり		

国際大会推進委員長	
◎P.G.	松本 輝夫 さいたま中央

地区戦略計画委員会		
◎P.G.	松本 輝夫	さいたま中央
P.G.	細淵 雅邦	浦和
D.G.	梨本 松男	幸手
G.E.	岡村 睦美	川口

規定審議会代表議員・補欠議員		
◎P.G.	井原 寛	さいたま新都心
P.G.	松本 輝夫	さいたま中央

規定審議会検討委員会		
◎	熊木 広光	大宮中央
	小川 武士	大宮
	川井 理砂子	大宮西
	多田 竜一	川口

財務検討委員会		
◎P.G.	井原 寛	さいたま新都心
P.G.	細淵 雅邦	浦和
D.G.	梨本 松男	幸手
P.G.	中川 高志	大宮
P.G.	中里 公造	川口モーニング
G.E.	岡村 睦美	川口
	小滝 敏郎	浦和南

監査委員会		
◎	長島 良亮	浦和
	河合 明弘	さいたま中央
	吉田 剛	春日部イブニング

管理運営部門担当諮問	公共イメージ部門担当諮問	会員増強維持部門担当諮問	
細淵 雅邦 浦和	松本 輝夫 さいたま中央	中里 公造 川口モーニング	
管理運営部門委員長	公共イメージ部門委員長	会員増強維持部門委員長	職業奉仕部門
羽田 しげみ 大宮南	内藤 考三 大宮	飯淵 昭二 岩槻東	伊藤 敦彦
クラブ活性化委員会	公共イメージ向上委員会	会員増強維持委員会	職業奉仕委
◎ 田中 康之 大宮	◎ 佐藤 恵 浦和ダイヤモンド	◎ 小暮 直正 越谷	◎ 西ヶ谷 一志
○ 山岸 和美 大宮シティ	梶間 順子 浦和中	○ 齋藤 芳尚 春日部	鈴木 伸雄
○ 風岡 淳一 大宮西	三浦 守 大宮	一瀬 直樹 春日部南	堀越 大志
寺嶋 教之 鴻巣	増戸 浩子 大宮	○ 田村 勝 越谷	加藤 哲男
永野 崇佑 大宮RAC	高橋 満広 大宮南	小林 武弘 越谷南	坂口 正城
RLI運営委員会	青木 健志 桶川イブニング	大内 一幸 越谷東	岸 雅則
◎ 坂寄 栄司 春日部イブニング	○ 近藤 慎悟 越谷北	朴 昞吾 八潮みらい	
小久保 岳彦 浦和東	瀬田 秀樹 八潮		
熊木 広光 大宮中央	中村 大祐 川口		
小林 篤 岩槻			
○ 小坂橋 好 桶川			
宮下 智義 春日部西			
茅原 真澄 春日部イブニング			
金塚 徳和 越谷南			
小池 夏代 越谷南			
内田 剛史 川口			
DEI推進委員会			
羽田 しげみ 大宮南	内藤 考三 大宮	飯淵 昭二 岩槻東	

◎委員長
○副委員長

一第2770地区役員組織表

幸手	地区研修リーダー 中川 高志 大宮
浦和	IT推進室推進委員会 ◎ 木林 佑亮 さいたま中央 脇黒 慎也 浦和北 山口 正人 さいたま新都心 高橋 満広 大宮南 清水 良浩 川口モーニング
幸手 浦和東 越谷 越谷南 さいたま中央	クラブ運営支援委員会 山崎 和雄 岩槻東 坪田 祐貴 八潮みらい ◎ 岡村 睦美 川口 堀口 勝男 桶川イブニング 豊田 茂雄 三郷 萩原 達也 戸田イブニング
川口モーニング	ガバナー補佐 第1グループ 小滝 敏郎 浦和南 第7グループ 中野 政廣 蓮田 第2グループ 三富 俊之 さいたま中央 第8グループ 染谷 宗一 越谷南 第3グループ 入江 信仁 大宮中央 第9グループ 坪田 祐貴 八潮みらい 第4グループ 山崎 和雄 岩槻東 第10グループ 豊田 茂雄 三郷 第5グループ 堀口 勝男 桶川イブニング 第11グループ 岡村 睦美 川口 第6グループ 野口 厚 春日部南 第12グループ 萩原 達也 戸田イブニング
浦和	地区幹事 小山 寿行 幸手 副幹事 臼井 俊英 春日部南 山本 大輔 幸手 渡辺 光浩 幸手 網谷 徹己 川口 飯野 浩一 蓮田 青木 智弘 幸手 佐伯 昌則 幸手 小林 健男 蓮田 小松原 孔明 幸手 紙本 瑞基 幸手 夢川 善裕 久喜 山口 寿通 幸手 中村 康宏 幸手 天野 正幸 久喜 目 都誓志 幸手 三牧 信吾 幸手 中田 盛夫 幸手中央 柳沼 憲一 幸手 関 裕 幸手 八木 泰典 幸手中央 深澤 昭美 幸手 増山 将 幸手
	地区会計 伊藤 敦彦 幸手

奉仕プロジェクト担当諮問		青少年奉仕部門担当諮問	ロータリー財団部門担当諮問 (地区ロータリー財団委員長)	米山記念奨学部門担当諮問
委員長 中川 高志 大宮	社会奉仕部門委員長 横田 松博 浦和中	大貫 等 上尾西	小林 操 越谷北	浅水 尚伸 越谷南
幸手	宮澤 英修 鴻巣	青少年奉仕部門委員長 佐藤 誠 大宮南	ロータリー財団部門委員長 早船 雅文 川口	米山記念奨学部門委員長 新井登志彰 上尾西
員会	国際奉仕委員会 ◎ 大木 保司 上尾 飯田 兎生 浦和北東 瀧沢 努 さいたま新都心 大木 崇寛 上尾 ○ 津田 ひろみ 鴻巣 三藤 俊也 春日部南 今野 正文 三郷	青少年交換委員会 ◎ 浦野 一郎 戸田 栗原 聡道 浦和北 山崎 道子 大宮南 橋本 直子 大宮シティ 川鍋 洋子 大宮西 大塚 崇行 上尾 樋口 雅之 上尾 戸賀崎千夏 杉戸 山田 託也 越谷 大熊 英樹 川口モーニング 福永 高士 戸田	ポリオ・プラス委員会 ◎ 杉本 浩一 浦和東 小林 宏幸 さいたまシティ 石川 龍太 浦和北東 柿沼 洋一 鴻巣水曜 補助金・VTT委員会 ◎ 早船 雅文 川口 丸山 恵美子 川口 工藤 篤志 川口モーニング	米山記念奨学増進委員会 ◎ 小林 達郎 幸手中央 ○ 増永 裕樹 大宮西 田邊 利幸 上尾西 倉持 政宏 久喜 富岡 快雄 松伏 小林 忠夫 川口東 本多 賢太郎 川口東
さいたま樺 大宮 大宮中央 岩槻東 鴻巣水曜 久喜	地域社会奉仕・プライダル委員会 ◎ 平田 利雄 浦和東 佐伯 陽子 浦和東 三井 由美子 浦和東 菅谷 東治 さいたま中央 中山 明彦 さいたま中央 新井 清太 大宮西 岡部 勉 大宮西 栗原 均 蓮田 小林 光蔵 越谷南 布施 明軌 川口/鳩ヶ谷武南	RYLA委員会 ◎ 柳 寿美恵 浦和北東 星野 晃輝 浦和 齋藤 清和 蓮田	財団奨学・平和フェロー・学友委員会 ◎ 荒蒔 良和 さいたま樺 貝賀 雄太 浦和北 鈴木 秀一 さいたま新都心 水野 正男 上尾西 原田 敬美 川口 水内 麻起子 川口	米山記念奨学学友選考委員会 ◎ 小川 和義 鴻巣 佐野 敏樹 浦和東 徳永 正裕 浦和北東 ○ 小平 啓介 大宮南 名取 俊行 大宮シティ 奥津 雅史 岩槻東 村上 博康 鳩ヶ谷
6	10	14	14	14
	地区代表 地区ロータリークラブ 代表 時枝 晴香 川口RAC 幹事 小西 加純 浦和北RAC	地区補助金運営委員会 ◎ 橋本 洋子 大宮南 山中 重則 浦和北東 藤田 恵子 春日部西 吉田 剛 春日部イブニング 宇田川 初夫 三郷 白井 靖 川口 福蘭 健 川口モーニング	資金推進委員会 ◎ 菅原 卓 浦和東 松村 繁 浦和東 小宮 泰二 浦和中 市川 弘将 浦和北	資金管理委員会 ◎ 小山 陽一郎 浦和 藤村 作 上尾

越谷東ロータリークラブ讃歌

作詞 飯田弥寿嗣 (越谷東会員)

作曲 篠崎 博 (越谷東会員)

平成三年三月七日完成 (越谷東RC五周年記念事業時作成)

一、東の空に いや高く

奉仕の理想 揚げつゝ、

住みよい社会の 創造を

心に誓い 学びあう

われらは東

我等は東ロータリアン

二、我等生業 異なれど

郷土の繁栄 願いつゝ、

固き絆の友情で

肩くみあつて睦みあう

われらは東

我等は東ロータリアン

三、緑豊かな この街に

舞うは平和のシラコバト

誇れる自然残すため

世界の友と語りあう

われらは東

我等は東ロータリアン

奉仕の理想

奉仕の理想に 集いし友よ
御国に捧げん 我等の業
望むは世界の 久遠の平和
めぐる歯車 いや 輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー
ロータリー

我等の生業

我等の生業 さまざまなれど
集いて計る 心は一つ
求むるところは 平和 親睦
力むるところは 向上 奉仕
おう ロータリアン
我等の集い

それでこそロータリー

どこで会っても やあ と云おうよ
見つけた時にゃ おい と呼ぼうよ
遠い時には 手を振り合おうよ
それでこそ ローローロータリー

手に手つないで

- 1 手に手つないで つくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪 広がれ まわれ
一つ心に
おう ロータリアン
おう ロータリアン
- 2 手に手つないで つくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪 広がれ まわれ
世界とともに
おう ロータリアン
おう ロータリアン

2770 地区の歌

作詞 星野 和典（浦和北東会員）

作曲 藤山 一郎（東京西会員）

一、茜あかねそめゆく さきたまに

中山道や 日光道

わが先人の 文化は薫る

与える心 仕つかえる心

人に優しい ロータリアン

ツウセブンセブンオウ
2770 精神はひとつ

二、みどり広がる さきたまは

苗木の畑はたに 雑ぞう木林

社やしろの森が 川かわ面に映える

人間らしく 生きようよ

仕事わざいに厳しい ロータリアン

ツウセブンセブンオウ
2770 精神はひとつ

三、白く織りなす さきたまの

瀟洒しょうしゃなビルは 文化都市

調和のとれた この街角に

世界の国から こんにちわ

地球を翔とびかう ロータリアン

ツウセブンセブンオウ
2770 精神はひとつ

平成三年一月二十七日完成

誕生日の歌

おめでとう ロータリアン
おめでとう ロータリアン
この佳き日をば いざ祝おう
祝いや いざ 君の誕生日
いついつまでも 健やかなれ

インターアクトの歌

ここにつどいし我らは
誇りも高しインターアクト
地域社会に奉仕の理想
示せ今こそ その誠
微笑をもて 差し伸べよ手を
世界を結ぼう インターアクト我ら

ロータリアンの歌

- 1 我等日本のロータリアン
一つの仕事をする時も
真心こめて考える
これは誠か 真実か
- 2 我等日本のロータリアン
一つの奉仕をする時も
深く見つめて 考える
これはみんなに 公平か
- 3 我等日本のロータリアン
一人の友との交際も
好意をよせて 考える
これは友情 深めるか
- 4 我等日本のロータリアン
一つの歯車 回すにも
広く見つめて 考える
みんなのために なることか

奉仕の実践にかかる決議23-34号

ロータリーの世界においては、Community Service（コミュニティ・サービス）とは、一人一人のロータリアンがその家族的社会生活、職業的社會生活及び地域的社會生活に奉仕の心を実践に移そうとすることを言う。

この奉仕の心の実践を目途として、多くのクラブは、奉仕の実践の契機を自覚させるため、クラブ会員の行ういろいろの奉仕の実践活動を実施してきた。ロータリアン及びロータリー・クラブの指針となり、かつまた、ロータリーと諸々の奉仕の実践活動とのあるべき姿を明らかにするために、以下に掲げる原理を認識し、これらをふまえて実施することを至当と考える。すなわち、

1. 本来、ロータリーとは、自己のために益せんとする願望と他人に奉仕せんとする義務意識との間に絶えず生ずる葛藤を調和せしめんとする人生の哲学のことを言う。この哲学こそ「自己研鑽の奉仕」Service above self であり、そして「奉仕に徹する者に最大の利益あり」He profits most who serves best という実践倫理原則をその根底におくものである。
2. 一言にしていえば、ロータリー・クラブとはロータリーの奉仕哲学を信奉する代表的職業人のグループのことに他ならない。したがって、これら代表的職業人が絶えず追求しなければならないものは
 - ①. クラブ生活を通じて、事業と人生の成功の達成と幸福の実現の真の拠りどころである奉仕理論を学び、
 - ②. クラブ生活を通じて、クラブ会員のみならず地域社会全体に対して奉仕理論の提唱を行い、
 - ③. 一人一人のロータリアンがあくまで一個人として、自己の職業的生活のみならず日常生活全般において、ロータリーの奉仕理論を実践に移し、かつ、
 - ④. 具体的原則と事例をとらえ、個人奉仕の方法により、また団体奉仕の方法により、ただ単にロータリアンの教育ためばかりでなく、すべての一般社会人にロータリー理論の実践の尊さの理解を植えつけることである。
3. 国際ロータリーとは次の目的のために存在する組織のことを言う。すなわち
 - ①. ロータリーの奉仕の心を護り、これを発展せしめ、かつ世界中に普く弘布せしめるべきこと。
 - ②. ロータリー・クラブを設立し、これに指導と助言を与え、かつその管理につき監督を行うべきこと。ならびに、

③. ロータリー・クラブの直面する諸問題を研究し、かつクラブに対する強制的命令の方法でなく、よき助言の方法により、ロータリー・クラブが作り出した諸慣行と奉仕の実践活動—しかも多数のクラブにより、実践に値するものとしてすでに広く行われ、かつ国際ロータリー定款に規定せられているロータリー綱領の精神に逸脱しておらないような奉仕の実践活動—のみを集約類型化を行う情報媒介機関の機能を果たすべきこと。

4. 奉仕の精神世界に生きようとする者は行動を起こさねばならぬ。かかるが故に、ロータリーは、ただ単に心の状態にとどまるものであってはならぬ。また、ロータリー哲学は、ただ単に主観的心の状態にとどまらず、客観的活動に移さなければならない。したがって、個々のロータリアン及びロータリー・クラブは奉仕理論を実践に移さなければならないのである。また、ロータリー・クラブが団体行動を起こすに当たっては、本決議に定める準則に則って行うことが望ましい。各ロータリー・クラブは毎会計年度において、（地域社会内で行われている）主要な奉仕の実践活動に資金援助を行い、その奉仕の実践活動を出来る限り、毎年交替させるようにし、かつ当該会計年度終了以前に出来る限り完了せしめることが肝要である。この種の奉仕の実践活動は真の社会の必要性に応じて行わなければならないのと同時に、クラブ会員全員の団結と協力を必要とする。この種の奉仕の実践活動に先立って、ロータリー・クラブはその会員に対して、そのクラブの事業計画として、地域社会内部における個人奉仕の励行を絶えず提唱するという事業をかかえており、その上にこれを実施しなければならないことを絶えず念頭においておかなければならないのである。
5. 各ロータリー・クラブは、奉仕の実践活動の中、どの事業が自己のクラブの事業計画として適切であるか、またどの事業が自己の所在する地域社会に適合するかを選択するに当たって、絶対的自治権を有する。しかしいかなるクラブも、ロータリーの綱領にそぐわず、またはロータリー・クラブ存立の第一義を危険に瀕せしめるが如き奉仕の実践活動を容認してはならない。また国際ロータリーは各クラブの奉仕の実践活動の中、どれがどのクラブでも行える性質のものであるかを研究し、その実施の要綱を明らかにし、これを促進させ、かつまた、これらの奉仕の実践活動につき有益な助言を与えることは出来

るけれども、いかなるロータリー・クラブのいかなる奉仕の実践活動に対しても、積極的にも、消極的にも、命令する権限をいささかたりとも、もってはない。

6. 個々のロータリー・クラブが奉仕の実践活動を選択するに当たって、規則を定めることは適切でないが、大まかな指針として、次に定める原理に則れば大過なくこれを行うことが出来るであろう。

(イ) ロータリーの限定会員制からして、地域社会に、そのために社会全体に意見を発表したり、活動を行う立場にある公共的又はこれに準ずる組織が存在しないことを確認したる後初めて、ロータリー・クラブは、当該地域社会の住民全体の積極的な支持が得られなければ成功を期待できないような、地域社会一般に効果を及ぼすことを目的とする奉仕の実践活動を企画立案、実施しなければならない。かつまた、商工会議所が存在する場合、ロータリー・クラブは商工会議所の機能を侵害したり、その機能を肩代わりしてはならないのであって、ロータリー・クラブではなくロータリアンが奉仕原理の専門家の立場から、商工会議所に加入して積極的に活動を行い、かつ当該地域社会の住民として他のすべての住民と心をひとつにして、地域社会一般に及ぼす奉仕の実践活動に関心を持ち、分に応じて、金銭の拠出と労務の提供を行わなければならない。

(ロ) 一般論として、ロータリー・クラブがクラブとしての奉仕計画—それがいかに有益なものであっても—企画立案実施するにあたっては、当該計画の完全実施と目標達成につき、責任の全部または一部を負担する十分な資力と意欲とがある場合のみ、これを行うことが出来る。

(ハ) ロータリー・クラブが奉仕の実践活動を選択する場合、広報宣伝を主要目的としてはならないけれども、ロータリーの影響を強める一手段として、優れたクラブの事業計画が見事に成功した場合、妥当な広報宣伝を行わなければならない。

(ニ) ロータリー・クラブは事業計画の重複を避けなければならない。したがって、一般論として、すでに他の団体が実施し立派な成果を挙げているよ

うな活動を企画立案してはならない。

(ホ) ロータリー・クラブはその活動を行うに当たり、既存の団体を支援しなければならない。しかし、当該の既存団体の施設がその目的達成のため不十分であるとき、必要とあれば、新しい団体を設立することが出来る。

ロータリー・クラブにとって、新たなそして重複する団体を設置するより既存の団体を改善するほうがよいのである。

(ヘ) ロータリー・クラブのすべての活動において、その最善かつ最高の行動は世の警鐘者たる活動である。ロータリー・クラブは社会のニーズを発見しはする。しかしそのニーズに対する責任を地域社会全体が負うべきものである場合、ロータリー・クラブだけで、このニーズを救済しようとするのではなくして、その他の地域社会の構成員に救済の必要性を自覚せしめ、そして地域社会に対して、それが負うべき責任につき注意の喚起を行い、かくして、この責任をロータリー・クラブだけではなくロータリー・クラブの所在する地域社会全体に負わしめることが出来るのである。かつまた、ロータリー・クラブが当該事業の創始者となり、その遂行に指導性を発揮する場合でも、ロータリー・クラブはその事業に当然利害関係をもつべき他のすべての団体の協力を得るよう努め、それらの団体にその全功績をゆずるようしなければならないのであって、このことは客観的に見て、ロータリー・クラブの功績であると考えて然るべきであり、これを他の団体にゆずったためロータリー・クラブの功績が薄れる場合にもそのようにしなければならないのである。

(ト) ロータリー・クラブの奉仕の実践活動は、ロータリー・クラブ会員に奉仕の世界における訓練を行うことを目的として企画された教室の実験例にしかすぎないものとして、考えられなければならないものであるからして、すべてのロータリアンの個人奉仕の努力を逐一記録するクラブ活動のほが、一般的に言えば、クラブの団体行動のみを要求するクラブ活動よりも、ロータリー精神にそ

(セント・ルイス大会決議23~34、これを修正したもの次の如し、則ちデンバー大会決議26~6：アトランティック・シティ大会決議36~15：アトランティック・シティ 51~9：トロント大会決議64~43：及びデンバー大会決議66~49)

小堀憲助訳

【例会欠席連絡用紙】

年 月 日の例会を欠席しますので連絡します。

年 月 日

会員名

—————〈お 願 い〉—————

連絡は食事等の準備の都合上、欠席されます例会前日の午前11時30分までに、
メール又は、FAXでお願いいたします。

E-mail : info@koshigayahigashi-rc.org

FAX番号 : 048 - 965 - 2011



越谷東ロータリークラブ
SINCE 1987

ロータリーのビジョン：

私たちロータリアンは、世界で、地域社会で、
そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を
生むために、人びとが手を取り合って行動する
世界を目指しています。



越谷東ロータリークラブ事務局

〒343-0813 越谷市越ヶ谷3-7-1 (NTT 東日本 越谷ビル 2F)

TEL.048-965-2037 / FAX.048-965-2011

<http://www.koshigayahigashi-rc.org/> / E-mail:info@koshigayahigashi-rc.org